

愛媛県業務継続計画（本庁版BCP）



愛媛県イメージアップキャラクター「みきゃん」

令和3年3月改定

愛 媛 県

愛媛県業務継続計画（本庁版BCP）

目 次

第1部	業務継続計画の策定趣旨及び基本方針	1
1.1	業務継続計画の策定趣旨	1
1.2	業務継続計画の改定趣旨	2
1.3	業務継続の基本方針	2
1.4	業務継続計画の対象	2
1.4.1	組織の範囲	
1.4.2	非常時優先業務の範囲	
1.5	地域防災計画との関係	3
第2部	想定する危機事象及び被害想定	4
2.1	本計画が想定する対象危機事象の選定	4
2.2	愛媛県地震被害想定調査の概要	4
2.2.1	南海トラフ巨大地震の被害想定	
2.2.2	ライフライン被害シナリオ	
2.3	庁舎等の被害想定	9
2.4	発災前の想定	10
2.4.1	南海トラフ地震臨時情報	
2.4.2	風水害タイムライン	
第3部	非常時優先業務の概要	12
3.1	非常時優先業務の選定基準	12
3.2	非常時優先業務の実施（再開）時期の考え方	12
3.3	非常時優先業務の選定概要	13
3.3.1	非常時優先業務の選定結果	
3.3.2	発災経過時間毎の非常時優先業務の概要 （応急業務・優先すべき通常業務一覧）	
第4部	業務継続のための執行体制の確保	29
4.1	災害対策本部の設置	29
4.1.1	災害対策本部の設置場所	
4.1.2	災害対策本部の活動スペース	
4.1.3	事務局の対応	
4.1.4	職員の配備体制	
4.1.5	災害対策本部会議の開催	
4.2	職員の確保	33

4.2.1	職員の参集体制	
4.2.2	職員参集可能人数	
4.2.3	職員参集可能人数と必要人員の比較	
4.2.4	発災時の対応手順	
4.2.5	職員の応援体制	
4.2.6	職員の勤務体制	
4.2.7	職員のメンタルヘルスケア	
4.2.8	その他	
4.3	安否確認	40
4.3.1	安否確認の方法	
4.3.2	安否確認の実施手順	
4.4	指揮命令系統の確立	42
4.4.1	現状	
4.4.2	課題及び対策	
4.4.3	職務の代行	
4.4.4	発災時の対応手順	
4.5	市町災害対策本部への連絡員（リエゾン）の派遣	43
4.6	広域応援受入体制の確保	43
4.7	民間事業者等との連携	43
4.8	業務執行体制確保の発災時の対応	44
第5部	業務継続のための執務環境の確保	45
5.1	庁舎（執務室）	45
5.1.1	現状	
5.1.2	課題及び対策	
5.1.3	発災時の対応手順	
5.1.4	第二別館執務室の移転先	
5.2	電力	48
5.2.1	現状	
5.2.2	課題及び対策	
5.2.3	発災時の対応手順	
5.3	上下水道	50
5.3.1	現状	
5.3.2	課題及び対策	
5.3.3	発災時の対応手順	
5.4	執務室内	52
5.4.1	現状	
5.4.2	課題及び対策	
5.4.3	発災時の対応手順	
5.4.4	その他	

5.5	エレベータ・空調	53
5.5.1	現状	
5.5.2	課題及び対策	
5.5.3	発災時の対応手順	
5.5.4	その他	
5.6	食料・飲料水・消耗品の備蓄等	55
5.6.1	現状	
5.6.2	課題及び対策	
5.6.3	発災時の対応手順	
5.6.4	その他	
5.7	情報システム	57
5.7.1	現状	
5.7.2	課題及び対策	
5.7.3	発災時の対応手順	
5.8	通信（電話・FAX・電子メール等）	61
5.8.1	現状	
5.8.2	課題及び対策	
5.8.3	その他	
5.9	来庁者への対応	63
5.10	業務資源確保の発災時の対応	64
第6部	発災前の防災対応	65
6.1	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応	65
6.2	風水害に関する気象情報等の発表時の防災対応	66
第7部	事前に実施すべき主な対策の取組方針	67
第8部	計画の維持管理及び推進	70
8.1	訓練の実施	70
8.1.1	訓練の目的	
8.1.2	定期的な訓練の実施	
8.1.3	訓練の例示	
8.1.4	訓練の実績	
8.2	業務継続計画の推進	70
8.2.1	業務継続計画のマネジメント	
8.2.2	業務継続マネジメントの推進体制	
8.2.3	業務継続計画の実効性の確保	
(参考)	発災時の対応手順フロー図	72

第1部 業務継続計画の策定趣旨及び基本方針

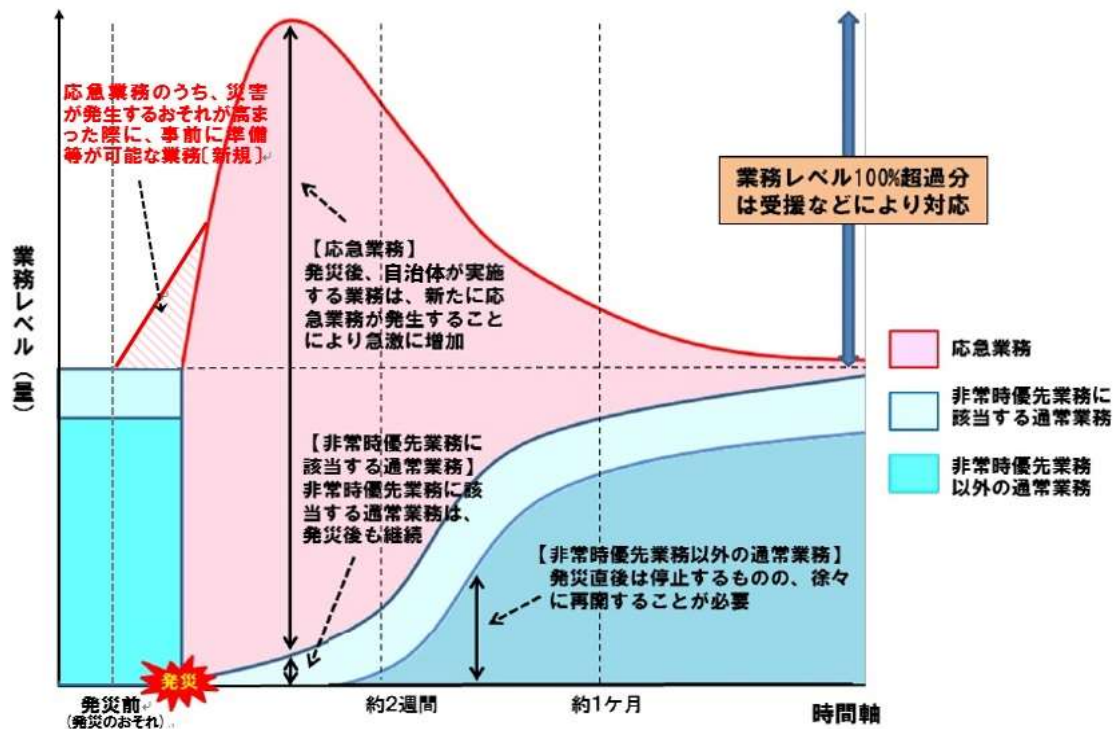
1.1 業務継続計画の策定趣旨

県では、南海トラフ巨大地震などの大規模な自然災害や武力攻撃、テロなど県民生活に深刻な影響を与える危機事象が発生した場合には、災害対策本部を立ち上げ、組織の全力を挙げて災害対応に当たるとともに、県の業務が停止することにより県民生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼす業務を継続する必要がある。

しかしながら、このような危機事象が発生した場合は、県自体も周辺地域と同様に被災し、業務実施に必要な不可欠となるヒト、モノ、情報やライフライン等の人的・物的資源に制約を受け、業務の継続が困難となる恐れがある。

このような状況下においても、県の機能を維持し、県民の生命、身体及び財産を保護するという県の責務を果たすため、最優先されるべき災害応急対策業務及び優先すべき通常業務などを非常時優先業務として特定するとともに、業務実施に必要な資源の確保・配分等の措置を事前に講じておくことにより、非常時においても適正な業務の執行を図ることができるよう平成22年3月に愛媛県業務継続計画（本庁版 BCP）を策定した。

発災後に自治体を実施する業務の推移



出典：内閣府（防災担当）「市町村のための業務継続計画作成ガイド」を一部改編

1.2 業務継続計画の改定趣旨

1 次 改 定

東日本大震災（H23.3）から得られた教訓、愛媛県地震被害想定（H25 年度）、本庁第一別館耐震工事（H26 年度）を受け、より厳しい想定のもと県災害対策本部を中心として非常時優先業務を継続して実施できるように平成 28 年 3 月に改定。

今 回 改 定

西日本豪雨災害（H30.7）の検証結果及び南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更（R 元.5）を踏まえ、発災前の対応について検討して追加・修正するとともに、西日本豪雨災害の経験を踏まえた見直しを実施。

1.3 業務継続の基本方針

県は、大規模災害等発生時において、次の方針に基づき業務を継続する。

<基本方針 1>

県民の生命・身体・財産を保護し、被害の拡大を防止するとともに、行政機能の低下に伴う、県民の生活や経済活動への影響を最小限にとどめるため、災害応急対策を中心とした非常時優先業務を最優先に実施する。

<基本方針 2>

非常時優先業務の実施に必要な人員、資機材等の資源の確保・配分に当たっては、限られた資源を最大限に有効活用するため、全庁横断的に調整する。

<基本方針 3>

非常時優先業務以外の通常業務は縮小・中断する。その後、非常時優先業務の実施に支障のない範囲で早期の再開を目指す。

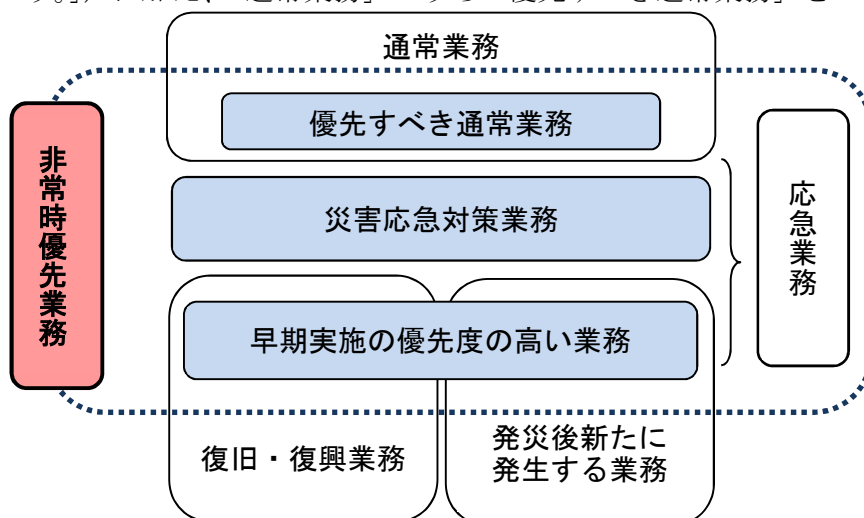
1.4 業務継続計画の対象

1.4.1 組織の範囲

本計画は、本庁舎において業務を執行している知事部局、公営企業管理局、議会事務局及び教育委員会事務局等行政委員会事務局を対象とする。

1.4.2 非常時優先業務の範囲

非常時優先業務は、発災前及び発災後直ちに実施すべき「災害応急対策業務」及び「復旧・復興業務」や「発災後新たに発生する業務」のうち優先度の高い業務（以下「応急業務という。」）に加え、「通常業務」のうち「優先すべき通常業務」をいう。



1.5 地域防災計画との関係

地域防災計画は、県や市町等防災機関が連携して実施すべき、予防・応急・復旧・復興に至る業務を総合的に示す計画であり、一方、業務継続計画は、災害時に、県自体が被災し、県の業務資源が制約を受けた場合に、県が実施すべき地域防災計画に定められている応急業務や優先すべき通常業務などの非常時優先業務の実効性を確保するための計画である。

<業務継続計画と地域防災計画の比較>

	業務継続計画 (BCP)	地域防災計画
主 体	県	県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災機関
計画の内容	災害時に、県の業務資源が制約を受けた場合においても、非常時優先業務を適正に遂行できるよう、あらかじめ対策等を検討し、定めるもの。	災害対策について、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災機関が何をすべきかを定めるもの。
対象業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害応急対策業務 ・ 優先度の高い復旧・復興業務 ・ 発災後新たに発生する優先度の高い業務 ・ 優先すべき通常業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防業務 ・ 災害応急対策業務 ・ 復旧・復興業務

第 2 部 想定する危機事象及び被害想定

2.1 本計画が想定する対象危機事象の選定

業務継続計画の策定にあたっては、平成 25 年度に実施した愛媛県地震被害想定調査において、本県に最も影響の大きい「南海トラフ巨大地震（陸側ケース）」を対象危機事象として選定する。

○愛媛県地震被害想定調査（最終報告）について（平成 25 年 12 月 26 日発表）

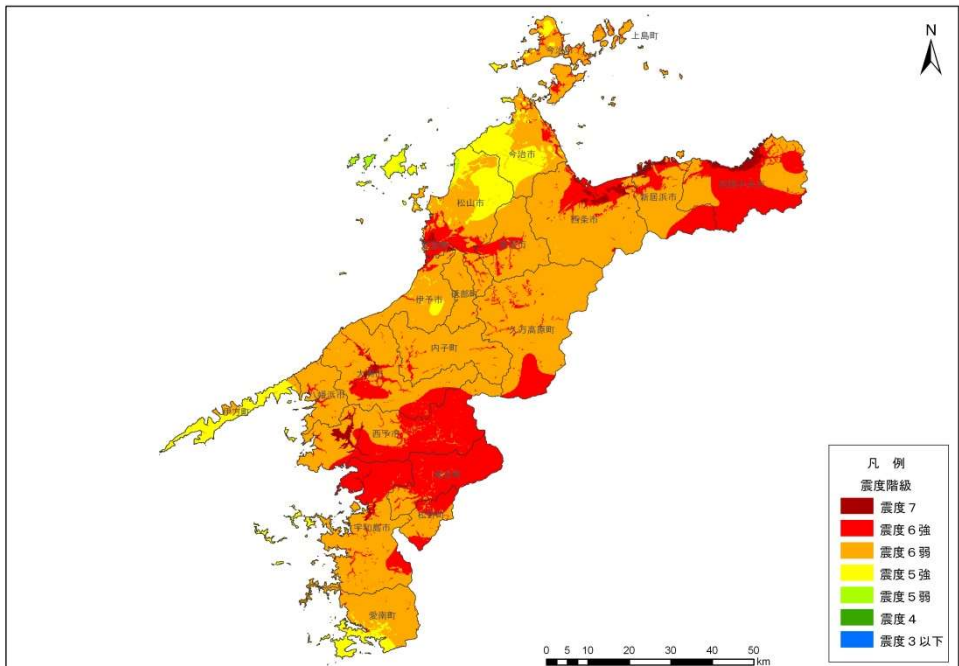
<https://www.pref.ehime.jp/bosai/higaisoutei/higaisoutei25.html>

○愛媛県地震被害想定調査（第一次報告）について（平成 25 年 6 月 10 日発表）

<https://www.pref.ehime.jp/bosai/higaisoutei/higaisoutei24.html>

2.2 愛媛県地震被害想定調査の概要（平成 25 年 12 月発表）

2.2.1 南海トラフ巨大地震の被害想定（人的被害：冬深夜、人的被害以外冬 18 時）

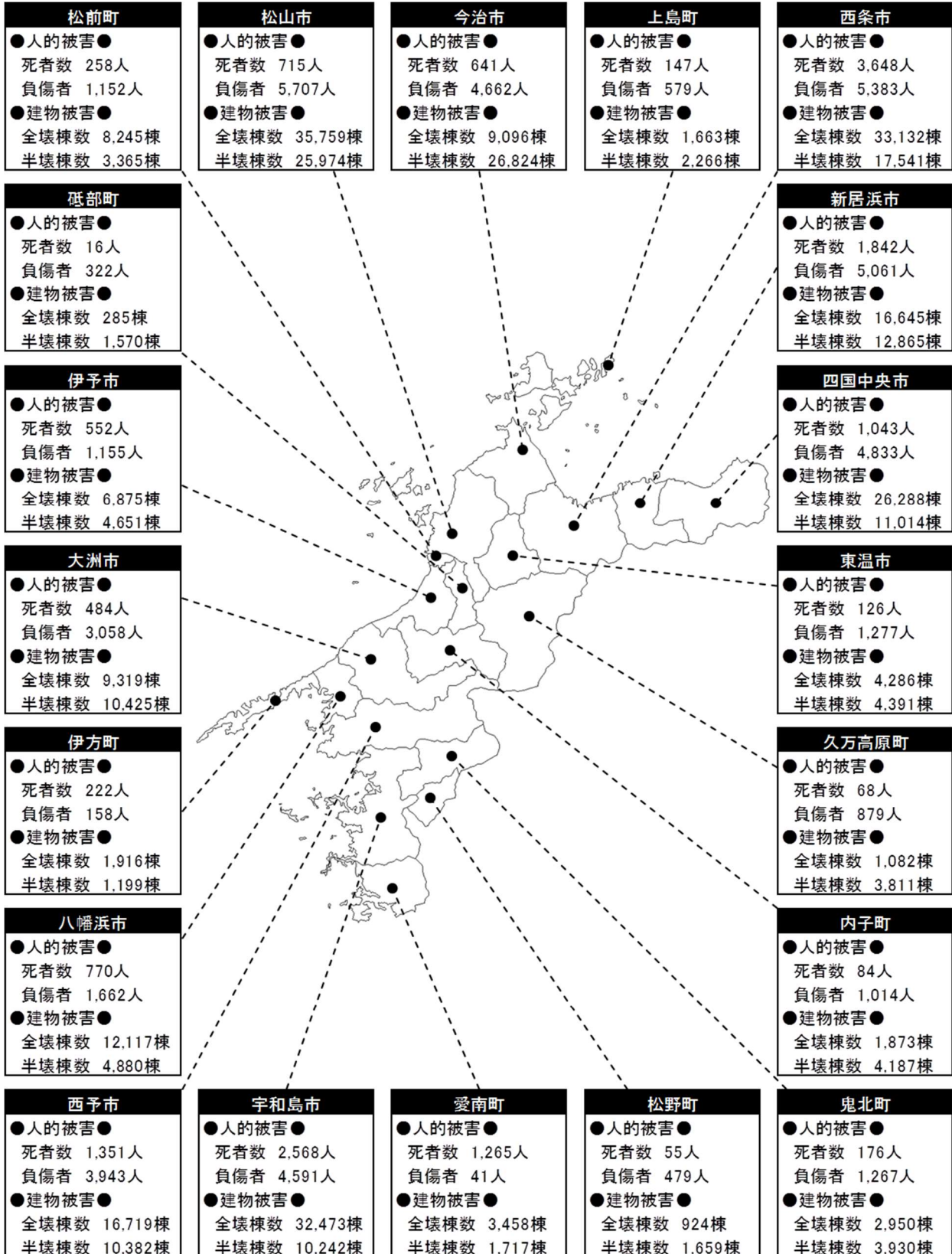
項 目	被 害 想 定 等
地震規模	マグニチュード 9.0
予想震度	<p>一部を除く県全域（全面積の 96%）で震度 6 弱以上になり、低地を中心に震度 6 強以上の地域が広がっている。特に、松山市、宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、松前町、伊方町、鬼北町、及び愛南町の平野の一部には、震度 7 の地域が分布している。</p> <div style="text-align: center;">  </div>

項目	被害想定等					
液状化	県全域の平野部や海岸低地部において、液状化危険度が極めて高い。					
土砂災害	県全域において、危険度が高い箇所が分布している。					
津波	<p>(津波水位)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内の最高津波水位は、伊方町名取西海岸の 21.3m。 各市町に到達する最高津波水位については、宇和海沿岸で 7～9m 程度、瀬戸内海側は 3～4m。 <p>(浸水面積)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県全体の浸水面積 (1cm≦) は 11,995ha。 <p>(津波到達時間)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震発生から 4～11 分後に、海辺にいる人の人命に影響が出るおそれのある ±20cm の水位変化が生じる。 					
建築物被害	全壊率	243,628 棟 (26.6%)			県全域広範囲で甚大な被害となる。	
	半壊率	162,891 棟 (17.7%)				
	計	406,519 棟 (44.3%)				
火災被害 (冬 18 時)	出火件数	463 棟	松山市、新居浜市、西条市、四国中央市の建物密集地において、焼失棟数が多い。			
	焼失件数	97,357 棟				
交通・輸送被害	緊急輸送路の被害箇所数は、県全体で 197 箇所。鉄道施設の被害箇所数は県全体で 752 箇所であり、JR 予讃線、JR 予土線、伊予鉄道ともに運行不可能になる。完全復旧までには、1 年以上を要する場合もある。					
電力被害		直後	1 日後	2 日後	1 週間後	
	停電戸数	684,396 戸	383,730 戸	274,321 戸	40,516 戸	
	停電率	84.9%	47.6%	34.0%	5.0%	
上水道施設被害		直後	1 日後	1 週間後	1 ヶ月後	
	断水人口	1,081,300 人	1,055,933 人	907,477 人	392,624 人	
	断水率	81.9%	80.0%	68.7%	29.7%	
下水道施設被害		直後	1 日後	1 週間後	1 ヶ月後	
	支障人口	558,695 人	465,160 人	176,300 人	16,781 人	
	支障率	72.5%	60.4%	22.9%	2.2%	
都市ガス被害		直後	1 日後	1 週間後	1 ヶ月後	
	支障戸数	71,677 戸	70,057 戸	60,337 戸	26,068 戸	
	支障率	95.9%	93.7%	80.7%	34.9%	
LP ガス被害	供給停止戸数	10,110 戸				
	機能支障率	2.3%				
電話		直後	1 日後	1 週間後	1 ヶ月後	
	一般電話	不通回線数 (回線)	865,819	785,706	138,614	79,599
		不通回線率	83.5%	75.8%	13.4%	7.7%
	携帯電話	全県的に不通になる可能性が高い。				

人的被害	深夜発生	死亡	16,032 人
		重症	11,980 人
		中軽症	35,490 人
		計	63,502 人
避難生活者数	1 日後	436,750 人	
	1 週間後	466,888 人	
	1 ヶ月後	558,902 人	

南海トラフ巨大地震発生時の市町別被害想定

市町別に見た南海トラフ巨大地震の発生による被害想定は、次のとおり。



2.2.2 ライフライン被害シナリオ

電気、上下水道、ガス等ライフライン被害における、地震直後→1日後→1週間後→1ヶ月後までを時系列に示す被害シナリオは、次表のとおり



項目	地震直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
電気	県全体で約8割の需要家が停電する。	県全体で約5割の需要家が停電したままである。	電柱（電線）被害等の復旧も進み、約9割以上の停電が解消されるが、電力需要の回復が供給能力を上回る場合には、停電エリア以外でも需要抑制が行われる。	
上水道	県全体で約8割の需要家が断水する。	停電エリアで非常用発電機の燃料切れとなる浄水場が発生し、断水する需要家が増加する。	県全体で約7割の需要家が断水したままである。特に宇和海沿岸部では、津波により市街地・集落が甚大な影響を受けるため、各種インフラの再整備が進むまで、復旧が停滞する。	管路の復旧は概ね完了するが、県全体では約3割の需要家が断水したままである。
下水道	県全体で約7割の処理が困難となる。	処理場の停止、下水道の破損により排水困難な地域が発生する。	県全体で約2割の需要家で利用困難のままである。	管路の復旧は概ね完了するが、津波により甚大な被害を受けた処理場は、復旧の目処がつかず、再整備計画の検討が始まる。
都市ガス	都市ガスが供給されている地域について、広域にわたり供給支障が生じる。	安全措置のために停止したエリアの安全点検やガス導管等の復旧により供給停止が徐々に解消されていくが、供給停止の解消は限定的である。	全国のガス事業者からの応援体制が整い、復旧のスピードが加速し、順次供給が再開される。	事業者による安全点検や道路復旧作業により、復旧対象の大部分で供給が再開される。
LPガス	県全体で約3%でLPボンベが転倒する。県全体で約2%でLPボンベが漏洩する。	長期浸水エリアを除く県内全域において、LPガス再供給のための需要家各戸の点検・修理等が始まり、順次供給が再開される。	一部の需要家を除きほぼ復旧する。	ほぼ全ての需要家で復旧する。

2.3 庁舎等の被害想定

業務を継続していく上で必要な庁舎やライフラインなど業務資源について、2.2 の愛媛県地震被害想定調査による被害想定や業務資源の現状等を勘案するとともに、阪神・淡路大震災、東日本大震災の事例なども参考に次のとおり南海トラフ巨大地震の発生に伴う各業務資源の被害を想定する。

被害想定では、「ガス」以外はいずれも通常どおりの活用ができず、支障をきたすと考えられることから、事前に何らかの資源確保対策を講じておかなければならない。特に、庁舎はもとより、電力の有無は、室内の照明、エレベータ・空調、情報システム、あるいは通信機器等電気機器類の業務資源の確保に大きな影響を与えることとなる。

なお、第二別館の継続使用を困難とすることや、24 時間の停電とするなど、被害を厳しく想定することにより、本計画が類似の被害を及ぼす他の危機事象が発生した場合にも準用できることとなる。

業務資源名	被害想定
庁舎	<ul style="list-style-type: none"> 本館は、ドーム会議室を除いて継続して使用可能。 第一別館、議事堂は継続して使用可能。 第二別館は継続使用困難。
電力	<ul style="list-style-type: none"> 発災後 24 時間は、外部からの電源供給がないと想定。
上下水道	<ul style="list-style-type: none"> 発災後 10 日程度は、外部からの給水がないと想定。
ガス	<ul style="list-style-type: none"> 業務への影響なし。
執務室	<ul style="list-style-type: none"> 第一別館は、耐震工事（免震化）によりロッカー・キャビネットの転倒、書類等の散乱は少ないと想定。点検・片づけ後に使用可能。 本館、議事堂の執務室においても、ロッカー・キャビネット等の固定により書類等の散乱は少ないと想定。点検・片づけ後に使用可能。
エレベータ・空調	<ul style="list-style-type: none"> 発災直後、本館、第一別館、第二別館、議事堂の全エレベータは最寄り階に着床する。 停電時は、第一別館の 2 基、議事堂の 2 基のエレベータ及び議場の空調のみ利用可能と想定。
職員	<ul style="list-style-type: none"> 本人及び家族の被害、家屋の全半壊、交通機関の途絶等により登庁できない職員が出ると想定。 勤務時間中に発災した場合は、負傷者や帰宅困難者が出る可能性があるとして想定。
情報システム	<ul style="list-style-type: none"> 発災直後は、情報システムが使用できないと想定。 情報システムの使用は、復電半日程度後から順次使用可能となると想定。 (非常用電源設備から電力供給が受けられるものは発災直後から順次使用可能。)
通信（電話・FAX・電子メール）	<ul style="list-style-type: none"> 一般電話は、発災後 1 週間はつながりにくいと想定。 庁内 LAN が復旧するまで電子メールによる通信はできないと想定。

※ 情報システムとは、庁内 LAN 等情報システム（愛媛情報スーパーハイウェイ、インターネット機能を含む庁内 LAN システム及び大型電子計算機で構成する情報通信基盤）及び各個別システム（道路管理情報システム等の庁内 LAN システムと連携して稼働又はその他ネットワーク上等で稼働するシステム）をいう。

2.4 発災前の想定

2.4.1 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフの想定震源域で M6.8 以上の地震が発生する等、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、南海トラフ大規模地震の発生可能性が相対的に高まったと評価された場合に、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表される。

具体的には、気象庁が南海トラフ沿いで観測された異常な現象が南海トラフ大規模地震と関連するか調査を開始した場合、観測後 5～30 分後に「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表し、調査終了後、現象の規模等に応じ、「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」のいずれかの臨時情報を発表し、その後の状況の推移等は「南海トラフ地震関連解説情報」で発表する。

本計画においては、本県でほとんど被害が発生していない状況において南海トラフ地震臨時情報が発表された場合を想定し、その情報を適切に活用して被害軽減につなげるために実施する災害応急対策を対象とする。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^{※1}でマグニチュード 6.8 以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	<ul style="list-style-type: none"> ○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード^{※4} 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合（半割れケース）
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	<ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^{※1}において、モーメントマグニチュード^{※4} 7.0 以上の地震^{※3}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）（一部割れケース） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合（ゆっくりすべりケース）
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び同（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>[すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある]</p>

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲を指す。

※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定

誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。

- ※3 太平洋プレート沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
- ※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

2.4.2 風水害タイムライン

①愛媛県版タイムラインの概要（R2.3 とりまとめ）

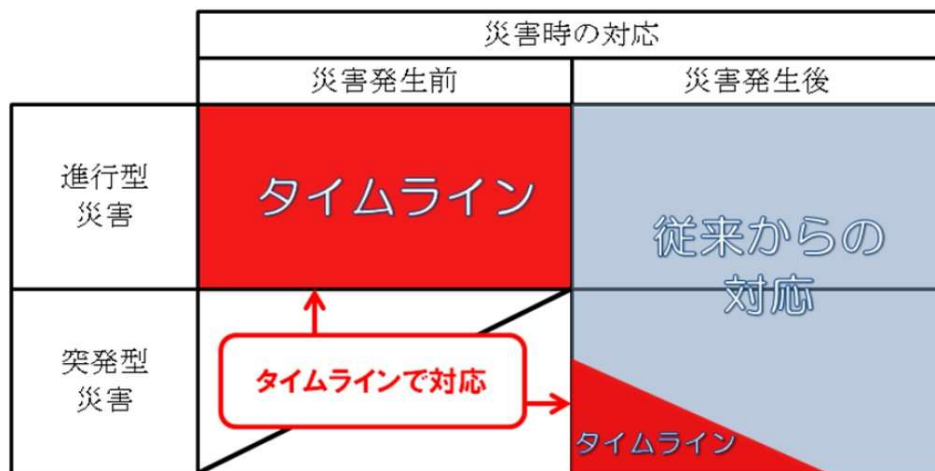
(ア) 想定災害

- 台風（大雨、洪水、暴風、高潮、土砂災害）

(イ) 時間軸

- 大雨の「ピーク時」の開始時刻を±0hr（ゼロ・アワー）として、その前後概ね3日間（±72hr）
- 台風が「愛媛県へ最接近或いは上陸する見込み」の開始時刻を±0hr（ゼロ・アワー）として、その前後概ね3日間（±72hr）

②タイムラインの位置づけ



③タイムライン導入による効果

- 災害時、実務担当者は「先を見越した早め早めの行動」ができる。また、意思決定者は「不測の事態の対応に専念」できる。
- 「防災関係機関の責任の明確化」、「防災行動の抜け、漏れ、落ちの防止」が図られる。
- 防災関係機関間で「顔の見える関係」を構築できる。
- 「災害対応のふりかえり（検証）、改善」を容易に行うことができる。

出展：国土交通省（水災害に関する防災・減災対策本部防災行動計画ワーキング・グループ）「タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針」より抜粋

第3部 非常時優先業務の概要

3.1 非常時優先業務の選定基準

- (1) 南海トラフ巨大地震発生後に県が実施しなければならない応急業務に加え、発災時においても優先すべき通常業務を非常時優先業務として選定した。
- (2) 業務選定方法は、県庁全体の業務の中から地震発生からの経過時間ごとに業務の中断や業務開始の遅延が県民の生命、身体、財産の保護等に及ぼす影響度の評価を行い、発災後、4週間以内に着手する必要がある、かつ目標状況に到達しない場合に社会的影響（※）が発生する業務を非常時優先業務とした。

※ 社会的影響が発生するとは

県民の生命、身体、財産の保護等に及ぼす影響が発生し、社会的な批判が一部生じる状態

3.2 非常時優先業務の実施（再開）時期の考え方

- (1) 選定した非常時優先業務について、業務の必要性、緊急性等の観点から、発災前から発災後、業務ごとに業務実施（再開）時期を時系列で大きく6つのフェーズ（発災前、初動期Ⅰ～復旧期）に区分し、復旧までの事業執行の進行管理の目安とする。

フェーズ0：発災前（風水害（3日）～南海トラフ地震（7日））

フェーズ1：発災後3時間以内（初動期Ⅰ）

フェーズ2：発災後24時間以内（初動期Ⅱ）

フェーズ3：発災後3日以内（応急期）

フェーズ4：発災後1週間以内（支援期）

フェーズ5：発災後4週間以内（復旧期）

- (2) 災害時の業務には、「応急業務」と「優先すべき通常業務」がある。

○ 「応急業務」とは

県民の生命・身体・財産を守るため、発災前及び発災直後から対応が求められる業務、災害後の復旧、復興的な業務

（例）救援・救助、情報収集・発信、施設応急対策、物資の緊急確保・輸送、廃棄物処理の応急対応、被災者生活再建支援など

○ 「優先すべき通常業務」とは

通常行っている業務の中で発災後、速やかな開始が求められる県民の安全確保に直結する業務、また、中断により、県民生活や県経済への重大な支障、他の県や国等の業務に重大な影響、県の信用が大きく失墜または、本来業務に重大な支障などを伴う業務

（例）保健医療、生活資金の供給、廃棄物の処理など

3.3 非常時優先業務の選定概要

3.3.1 非常時優先業務の選定結果

非常時優先業務の選定については、庁内各部局において選定基準により選定した結果、317 業務（応急業務 242 業務、優先すべき通常業務 75 業務）を選定した。

なお、選定した非常時優先業務には、災害対策本部統括司令部が実施する業務のほか、支払業務や入学試験など特定の状況の場合により非常時優先業務となるものも含まれている。

<非常時優先業務数>

業務区分	業務数	割合
応急業務	242	76.3%
優先すべき通常業務	75	23.7%
合計	317	100.0%

3.3.2 発災経過時間毎の非常時優先業務の概要

選定した非常時優先業務を地震発生からフェーズごとに一覧表に整理したものは次のとおり。

- ・ 応急業務（対策本部体制における全庁体制で実施）
- ・ 優先すべき通常業務（各部局で実施）

次表では、災害対策本部が発災後に実施しなければならない主となる業務を示すとともに、各部局共通及び各部局の主な非常時優先業務を実施（再開）時期別に整理したものである。

県では、発災直後は、執務室等の片付けや、これら非常時優先業務を実施しなければならないが、勤務時間外に発災した場合は、30 分程度後から順次登庁してくる職員がこれらの業務に着手することとなる。

非常時優先業務の概要（応急業務）

■災害対策本部統括司令部

所管部局	非常時優先業務	業務実施（再開）時期及び終了時期						特定の状況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
応急業務(40業務)								
災害対策本部 統括司令部	災害対策本部の設置・運営	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	災害対策本部職員の確保及び職員の安否情報の取りまとめ	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	指揮命令システムの確保	☆	⇒	★				
	災害対策本部全般（各班、各対策部、各対策グループ）の総合調整	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	市町及び各防災関係機関に対する地震情報等の伝達	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	被害状況等の情報収集		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	災害対策本部会議の開催	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	自衛隊及び緊急消防援助隊等の派遣要請及び活動調整		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	広域応援救助部隊の受入れ及び活動調整		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	市町からの応援要請の総合調整		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	被災市町への被害状況等収集要員の派遣		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	災害対策基本法の規定に基づく市町長の応急措置の代行		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	被害状況等の国・県・市町・防災関係機関等への報告・情報提供		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	災害即報の消防庁への報告	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	国・全国知事会・カウンターパート県等への応援要請・受援調整		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	災害応急対策に必要な情報の収集や整理、分析及び記録	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	災害情報システムの機能確保及び被災地映像等の受配信		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	県ホームページ等を活用した各種情報提供	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	ライフライン（電気・ガス・水道・通信）の被害調査及び災害応急対策		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	伊方原子力発電所の状態確認		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	災害対策本部地方本部の運営支援	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	県有財産の被害調査及び災害応急対策		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	庁舎内被災者及び帰宅困難者の対応		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	災害対策本部の物品・食料等の確保	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	激甚災害に関する取りまとめに係る業務		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	私立学校の被害調査及び災害応急対策		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	所管施設の被害調査及び災害応急対策		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	被災者生活再建支援法関係業務					☆	⇒	
	国・他都道府県等からの支援職員の派遣調整		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	職員及びその家族の被災状況の把握		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	災害時における職員応援		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	職員の健康管理			☆	⇒	⇒	⇒	

非常時優先業務の概要（応急業務）

災害対策本部 統括司令部	国現地对策本部との連絡調整		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	国等の視察への対応					☆	⇒	⇒
	災害対策本部の報道発表	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	災害対策基本法に基づく報道機関への緊急報道要請	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	県民への生活関連情報の提供	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	被災者等からの相談・苦情・要望の受付	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	緊急輸送人員・物資等の受入・連絡等総合調整		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	緊急通行車両証明書の発行		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

■知事部局総務部

所管部局	非常時優先業務	業務実施（再開）時期及び終了時期						特 定 場 合 状 況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
応急業務（13業務）								
知事部局 総務部	部内職員及びその家族の安否確認		☆	★				
	被災状況に対応した庁舎内応急対策業務		☆	★				
	電気設備の管理業務		☆	★				
	本庁舎の被害報告		☆	★				
	執務室の総合調整		☆	★				
	庁舎管理業務		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	電話設備の管理業務		☆	★				
	給排水設備の管理業務		☆	★				
	放送設備の管理業務		☆	★				
	ガス設備の管理業務		☆	★				
	空調設備の管理業務		☆	★				
	県税に係る特例措置（申告、納付（入）期限の延長）					☆	⇒	★
	県税に係る特例措置（減免措置や徴収の猶予等相談窓口設置）					☆	⇒	★

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

■知事部局企画振興部

所管部局	非常時優先業務	業務実施（再開）時期及び終了時期						特 定 場 合 状 況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
応急業務（5業務）								
知事部局 企画振興部	部内職員及びその家族の安否確認		☆	★				
	公共交通機関の運行等状況把握		☆	⇒	⇒	★		
	公共交通機関への輸送協力依頼		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	協定に基づく物資・人員等の輸送	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	★	
	避難所等に設置した公衆無線LAN機器の一般開放		☆	★				

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

非常時優先業務の概要（応急業務）

■知事部局観光スポーツ文化部

担当部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特定の状況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
応急業務（9業務）								
知事部局 観光スポーツ文化部	部内職員及びその家族の安否確認		☆	★				
	所管施設の被害調査及び災害応急対策	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	★	
	市町が所管するスポーツ施設の被害状況の確認			☆	⇒	★		
	市町が所管する文化施設の被害状況の確認			☆	⇒	★		
	市町の観光施設の被害状況の情報収集及び災害応急対策	☆	⇒	★				
	県外観光客の避難状況の情報収集及び災害応急対策	☆	⇒	⇒	⇒	★		
	愛媛県特別旅券窓口の被害調査及び災害応急対策		☆	★				
	外国人への情報提供			☆	⇒	⇒	★	
	外国からの応援活動の支援			☆	⇒	⇒	★	

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

■知事部局県民環境部

担当部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特定の状況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
応急業務（20業務）								
知事部局 県民環境部	部内職員及びその家族の安否確認		☆	★				
	協定に基づく生活必需物資の各種要請			☆	⇒	⇒	★	
	所管施設の被害調査及び災害応急対策	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	★	
	ボランティア活動の支援業務		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	危険物施設、高圧ガス施設及び火薬類施設の情報収集		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	所管の防災航空事務所に係る災害応急対策（消防防災ヘリコプターの運航体制の確保）		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	（一社）愛媛県LPガス協会へのLPガス等の供給要請			☆	⇒	⇒	⇒	
	水道断水状況及び水道施設の被害調査		☆	★				
	水道の断水状況及び水道施設の被害状況の国への報告（厚生労働省、四国財務局）		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	応急給水及び応急復旧工事の広域支援に関する情報収集（県内市町、県外市町）		☆	★				
	協定に基づく飲料水の調達			☆	⇒	⇒	★	
	協定に基づく水道施設応急復旧工事への応援要請（県内業者）			☆	⇒	⇒	⇒	
	協定に基づく冷凍空調機器の冷媒処理等への応援要請			☆	⇒	⇒	⇒	
	仮設トイレの確保	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	★	
	ごみ、し尿及び廃棄物の応急対策			☆	⇒	⇒	★	
	（一社）えひめ産業資源循環協会への応援要請			☆	★			
	廃棄物処理施設の被害調査及び災害応急対策		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	廃棄物等の処理に係る県民、事業者の指導	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	★	
	県災害廃棄物処理マニュアルの運用				☆★			
	県浄化槽協会への応援要請			☆	★			

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

非常時優先業務の概要（応急業務）

■知事部局保健福祉部

担当部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特定の状況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
応急業務(37業務)								
知事部局 保健福祉部	部内職員及びその家族の安否確認		☆	★				
	所管施設の被害調査及び災害応急対策	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	★	
	災害救助法に関すること。		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	災害弔慰金、災害障害見舞金に関すること。		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	日本赤十字社愛媛県支部との連絡調整			☆	⇒	⇒	★	
	災害救援ボランティア活動の支援		☆	★				
	義援金に関すること。			☆	⇒	⇒	★	
	災害援護資金に関すること。		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	生活福祉資金に関すること。		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	保護施設の被害調査	☆	⇒	★				
	災害時の医療救護に関する協定に基づく各種要請	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	医療機関の被災状況や患者受入状況等の情報収集・分析・共有	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	★	
	県内外のDMATの運用	☆	⇒	⇒	★			
	避難所・救護所の設置状況や医療ニーズ、医療スタッフの需給状況等の情報収集・分析・共有		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	県内外の関係機関への支援要請（救護班の派遣等）と救護班等の運用		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	広域医療搬送の実施		☆	⇒	★			
	原子力災害時の被ばく・汚染患者への対応		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	原子力災害時の避難住民への対応		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	県内外のDPATの運用		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	感染症予防業務			☆	⇒	⇒	★	
	難病患者被災状況把握及び支援		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	救急用医薬品等の確保等		☆	⇒	⇒	★		
	輸血用等血液の確保等		☆	★				
	毒物劇物関係対策		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	食品衛生確保に関すること。		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	死体の埋火葬に関すること。				☆	⇒	⇒	⇒
	死亡獣畜場外取扱の許可				☆	⇒	⇒	★
	逸走・負傷動物の保護・収容				☆	⇒	⇒	★
	逸走した特定動物の捕獲		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	児童養護施設の被害調査、災害応急対策及び情報収集	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	★	
婦人保護施設等の被害調査、災害応急対策及び情報収集	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	★		
障害者福祉施設等の被害調査及び災害応急対策	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	★		

非常時優先業務の概要（応急業務）

知事部局 保健福祉部	訪問系サービス事業者の被害調査及び災害応急対策	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	★	
	要援護者（在宅高齢者）の把握・援護及び介護用品等必要物品の調達支援	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	★	
	高齢者福祉施設等の被害調査	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	★	
	地域包括支援センターの被害状況の把握	☆	★					
	医療保険制度の特例措置				☆	⇒	⇒	

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

■知事部局経済労働部

担当部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特定の 場の状 況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
応急業務（11業務）								
知事部局 経済労働部	部内職員及びその家族の安否確認		☆	★				
	所管施設の被害調査及び災害応急対策	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	★	
	船舶による生活必需品・資機材の輸送等の要請		☆	★				
	雇用状況の把握、雇用維持対策及び再就職支援			☆	⇒	⇒	⇒	
	中小企業に対する災害金融支援			☆	⇒	⇒	★	
	中小企業者の被害調査及び災害応急対策	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	★	
	商工関係施設（他の所管に属するものを除く。）の被害調査及び災害応急対策	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	★	
	協定に基づく緊急物資（食料・生活必需品）の調達の要請・搬入	☆	⇒	★				
	協定に基づく自動車等の燃料の供給の要請		☆	★				
	協定に基づく水輸送の要請		☆	★				
	中核給油所等の情報共有及び石油製品の安定供給の確保		☆	★				

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

非常時優先業務の概要（応急業務）

■知事部局農林水産部

担当部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特定の状況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
応急業務(25業務)								
知事部局 農林水産部	部内職員及びその家族の安否確認		☆	★				
	農林漁家及び関係機関への注意喚起	☆☆						
	所管施設への注意喚起、被害調査及び災害応急対策	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	★	
	農林水産物及び農林水産関係施設の被害状況の取りまとめ		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	農作物等の被害状況の取りまとめ		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	農林漁業者の災害金融（天災資金）				☆	⇒	★	
	農業災害補償に関すること。			☆	⇒	⇒	★	
	農協施設の被害状況の取りまとめ			☆	⇒	⇒	★	
	農地・農業用施設等の被害調査及び災害応急対策		☆	⇒	⇒	★		
	海岸及び地すべり防止施設の被害調査及び災害応急対策		☆	★				
	協定に基づく救助用食料の調達要請			☆	★			
	農作物等の災害技術対策			☆	⇒	⇒	★	
	家畜飼料の斡旋		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	家畜飼料及び畜産物の斡旋			☆	⇒	⇒	★	
	林産物及び林道の被害調査及び災害応急対策		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	災害対策用木材等の斡旋			☆	★			
	治山関係の被害状況の把握及び災害応急対策		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	造林地等の被害報告		☆	⇒	⇒	★		
	森林火災の被害報告		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	水産施設等の被害報告		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	水産施設・水産物の被害調査及び対策業務		☆	⇒	⇒	★		
	物資の海上輸送に関する業務		☆	⇒	⇒	★		
	海岸の津波及び高潮対策	(☆)	☆☆					降雨時
	漁港施設、海岸保全施設の被害状況の取りまとめ及び災害応急対策		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	漁港関係災害復旧事業			☆	⇒	⇒	★	

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

非常時優先業務の概要（応急業務）

■知事部局土木部

担当部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特定の状況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
応急業務 (50業務)								
知事部局 土木部	部内職員及びその家族の安否確認、庁舎及び執務室の被害状況並びに土木部所管施設の被害状況の確認等		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	部内及び各出先機関の職員の動員及び要員確保	(☆)	⇒	⇒	☆	⇒	★	
	大規模災害時の応援協定の運用	☆※	☆★					
	災害対策用機械類の応援要請		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	部内及び各出先機関の端末機の確保及びネットワークの復旧			☆	★			
	非常災害の際の土地の使用						☆★	
	河川施設災害の情報収集		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	河川の津波、高潮対策		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	水防本部（水防活動）に関すること。	(☆)	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	水害時
	災害報告に関すること。		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	災害復旧事業の査定			☆	⇒	⇒	★	
	改良復旧事業			☆	⇒	⇒	★	
	災害復旧事業（工事）			☆	⇒	⇒	★	
	緊急物資集積箇所の確保				☆	⇒	★	
	救援物資対応岸壁の指定			☆	★			
	災害廃棄物の積出施設の確保			☆	★			
	緊急輸送機能の確保			☆	⇒	⇒	★	
	港湾・海岸の津波、高潮対策（水門等の操作状況の確認）		☆★					
	港湾・海岸施設の情報収集に関すること。		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	港湾施設・海岸施設の災害応急対策に関すること。			☆	⇒	⇒	★	
	港湾施設等災害復旧事業に関すること。			☆	⇒	⇒	★	
	砂防施設等の被害調査及び災害応急対策		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	斜面危険度判定に関すること。		☆	⇒	★			
	土砂災害警戒情報の伝達	(☆)	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	降雨時
	土砂災害防止法に基づく、地すべり緊急調査の実施		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	土砂災害防止法に基づき国が行う緊急調査並びに緊急情報の把握		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	道路施設（建設中のものに限る。）の被害調査及び災害応急対策		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	高速道路の被害状況把握		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	直轄管理国道の被害状況（主に事業実施中の箇所）把握		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	道路施設の被害調査及び緊急措置		☆	⇒	⇒	★		
緊急輸送道路等の機能確保		☆	⇒	★				
被災宅地危険度判定士の派遣要請		☆	⇒	⇒	⇒	★		

非常時優先業務の概要（応急業務）

知事部局 土木部	宅地擁壁や宅地地盤の被害調査		☆	⇒	⇒	★	
	都市施設（下水道、都市計画道路のうち街路分（建設中のものに限る。）及び都市公園）の被害調査	☆	⇒	⇒	⇒	★	
	下水道施設の復旧に係る支援要請	☆	⇒	⇒	⇒	★	
	建設中の街路の災害応急対策	☆	⇒	⇒	⇒	★	
	都市公園の災害応急対策	☆	⇒	⇒	⇒	★	
	公営住宅の被害調査	☆	⇒	★			
	地震他被災建築物応急危険度判定士の派遣要請		☆	⇒	★		
	住宅の被害調査	☆	⇒	★			
	県営住宅の災害応急対策		☆	⇒	★		
	応急仮設住宅の建設			☆	⇒	⇒	
	被災住宅の応急修理			☆	⇒	⇒	
	被災者の民間賃貸住宅の確保			☆	⇒	⇒	
	災害時の公営住宅の供給及び指導等				☆	⇒	
	建築物の災害復旧の技術指導				☆	⇒	
	公営住宅への一時入居			☆	⇒	⇒	
	営繕工事現場の安全対策		☆	★			
	営繕工事現場の被災状況の把握	☆	★				
	県有施設の災害復旧の技術指導		☆	⇒	⇒	★	

※南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合又は気象業務法に基づく特別警報が発表された場合は協定締結団体と連絡体制を確保する。

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

(☆)風水害のみの場合

■知事部局出納局

担当部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特定場の合状況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
応急業務(3業務)								
知事部局 出納局	事務局内職員及びその家族の安否確認		☆	★				
	コピー機の保守・復旧			☆	★			
	物資の緊急確保			☆	★			

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

非常時優先業務の概要（応急業務）

■公営企業管理局

所管部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特定の状況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
応急業務（8業務）								
公営企業管理局	事務局内職員及びその家族の安否確認		☆	★				
	発電施設の被害状況確認		☆	★				
	工水施設の被害状況確認		☆	★				
	県立病院支援体制の確立	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	★	
	発電・工水事業所との連絡体制の確立	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	発電施設の災害応急復旧			☆★				
	工水施設の災害応急復旧			☆★				
	工水施設の復旧に係る広域支援			☆★	⇒	⇒	★	

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

■人事委員会

所管部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特定の状況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
応急業務（1業務）								
人事委員会事務局	事務局内職員及びその家族の安否確認		☆	★				

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

■議会事務局

所管部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特定の状況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
応急業務（6業務）								
議会事務局	事務局内職員及びその家族の安否確認		☆	★				
	施設被災調査		☆	★				
	施設応急対策		☆	⇒	⇒	★		
	議員安否状況の確認		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	各議員への被害情報等の提供		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	被災議員への対応業務		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

■監査事務局

所管部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特定の状況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
応急業務（1業務）								
監査事務局	事務局内職員及びその家族の安否確認		☆	★				

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

非常時優先業務の概要（応急業務）

■教育委員会事務局

担当部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特定の場 合の状 況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
応急業務(12業務)								
教育委員会 事務局	事務局内職員及びその家族の安否確認		☆	★				
	児童生徒及び施設被害等の災害情報の収集、伝達に関すること。	☆	⇒	★				県有施設
		☆	⇒	★				市町施設
	職員の動員及び要員の確保、教職員の動員及び調整に関すること。				☆	⇒	★	
	他県に対する応援教職員等の派遣要請及び受け入れ調整に関すること。				☆	⇒	★	
	県立図書館の被害調査及び災害応急対策	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	★	
	県立学校施設の被害報告の聴取	☆	⇒	★				
	文化財の被害調査報告		☆	★				
	教職員定数の確保		☆	⇒	★			
	被災児童生徒等への支援対策			☆	⇒	⇒	★	
	授業再開の決定・連絡		☆	⇒	★			
	児童生徒の保健衛生対策		☆	⇒	★			
給食施設の被害状況の把握及び学校給食の再開状況確認			☆	⇒	★			

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

■労働委員会事務局

所管部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特定の場 合の状 況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
応急業務(1業務)								
労働委員会 事務局	事務局内職員及びその家族の安否確認		☆	★				

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

非常時優先業務の概要（優先すべき通常業務）

■知事部局総務部

所管部局	非常時優先業務	業務実施（再開）時期及び終了時期						特 定の 場 合 の 状 況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
優先すべき通常業務(13業務)								
知事部局 総務部	幹部職員等への連絡・調整業務等	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	電話交換業務		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	庁内放送業務			☆	⇒	⇒	⇒	
	庁用自動車運行業務			☆★				
	通送自動車運行業務			☆	⇒	⇒	⇒	
	警備（守衛）業務		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	エレベータ運行業務		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	県税電子申告サービスシステムの管理		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	免税軽油システムの管理		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	住民基本台帳ネットワークシステムの運用		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	公印の管守			☆	⇒	⇒	⇒	
	公告事務			☆	⇒	⇒	⇒	
	文書の収発			☆	⇒	⇒	⇒	

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

■知事部局企画振興部

担当部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特 定の 場 合 の 状 況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
優先すべき通常業務(11業務)								
知事部局 企画振興部	知事、副知事、参与の秘書業務	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	執務時 間中
		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	執務時 間外
	幹部職員等への連絡・調整業務等	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	県ホームページ運営業務		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	報道機関との連絡協調		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	一般県民相談			☆	⇒	⇒	⇒	
	愛媛情報スーパーハイウェイ運営業務		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	庁内LANシステム運営業務		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	番号制度連携システム運営業務		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	電子計算組織運営業務		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	県税オンラインシステム運営業務		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
財務会計オンラインシステム運営業務		☆	⇒	⇒	⇒	⇒		

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

非常時優先業務の概要（優先すべき通常業務）

■知事部局観光スポーツ文化部

担当部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特 の 定 場 の 合 状 況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
優先すべき通常業務(3業務)								
知事部局 観光スポ ーツ文化 部	幹部職員への連絡・調整業務等	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	旅行業登録業者の催行確認		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	旅券発給業務			☆	⇒	⇒	⇒	

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

■知事部局県民環境部

担当部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特 の 定 場 の 合 状 況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
優先すべき通常業務(5業務)								
知事部局 県民環境 部	幹部職員等への連絡・調整業務等	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	消費生活相談業務			☆	⇒	⇒	⇒	
	人権施策に関する業務			☆	⇒	⇒	⇒	
	水道施設災害復旧事業の市町指導監督					☆	⇒	
	自然公園施設の点検業務				☆	⇒	⇒	

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

■知事部局保健福祉部

担当部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特 の 定 場 の 合 状 況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
優先すべき通常業務(6業務)								
知事部局 保健福祉 部	幹部職員等への連絡・調整業務等	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	保健所の企画調整機能に関すること。		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	災害遺児福祉手当業務		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	児童扶養手当業務		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	心身障害者扶養共済事務		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	特別児童扶養手当の支給		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

■知事部局経済労働部

担当部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特 の 定 場 の 合 状 況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
優先すべき通常業務(1業務)								
知事部局 経済労働 部	幹部職員等への連絡・調整業務等	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

非常時優先業務の概要（優先すべき通常業務）

■知事部局農林水産部

担当部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特 定 場 合 の 状 況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
優先すべき通常業務(4業務)								
知事部局 農林水産部	幹部職員等への連絡・調整業務等	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	家畜排せつ物等による環境汚染の発生対応		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	補助事業で取得した施設等の被害報告					☆	⇒	
	治山事業の実施				☆	⇒	⇒	

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

■知事部局土木部

担当部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特 定 場 合 の 状 況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
優先すべき通常業務(5業務)								
知事部局 土木部	幹部職員等への連絡・調整業務等	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	ダムの管理に関すること。	(☆)	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	河川等情報システムの保守管理		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	出水期
	河川防災設備の整備、運用に関すること。		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	港湾関係システムの機器等保守管理				☆	⇒	⇒	

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期
(☆)風水害のみの場合

■知事部局出納局

担当部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特 定 場 合 の 状 況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
優先すべき通常業務(2業務)								
知事部局 出納局	幹部職員等への連絡・調整業務等	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	財務会計システムの運用管理		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

■公営企業管理局

担当部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特 定 場 合 の 状 況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
優先すべき通常業務(2業務)								
公営企業 管理局	管理者の秘書業務	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	出納用務			☆	⇒	⇒	⇒	

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

非常時優先業務の概要（優先すべき通常業務）

■人事委員会

担当部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特 の 定 場 の 合 状 況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
優先すべき通常業務(2業務)								
人事委員会 事務局	幹部職員等への連絡・調整業務等	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	職員採用試験		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	試験直前

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

■議会事務局

担当部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特 の 定 場 の 合 状 況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
優先すべき通常業務(4業務)								
議会事務局	議長・副議長の秘書業務		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	幹部職員等への連絡・調整業務等	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	各会派代表者会議の開催				☆	⇒	⇒	
	本会議（予算議案等の議決）の開催			☆	⇒	⇒	⇒	閉会前日

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

■監査事務局

担当部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特 の 定 場 の 合 状 況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
優先すべき通常業務(1業務)								
監査事務局	幹部職員等への連絡・調整業務等	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

■教育委員会事務局

担当部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特 の 定 場 の 合 状 況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
優先すべき通常業務(12業務)								
教育委員会 事務局	教育長等幹部職員等への連絡・調整業務等	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	被災者電話教育相談窓口の開設			☆	⇒	⇒	⇒	
	E S n e t（教育情報通信ネットワーク）の運用に関すること。		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	教育委員の秘書業務		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	対外対応の場合
	教育委員の安否状況の確認			☆	⇒	⇒	⇒	
	教育委員会の会議の開催			☆	⇒	⇒	⇒	開催前日
	愛媛県奨学資金貸与業務			☆	⇒	⇒	⇒	支払日3日前
	恩給支給業務			☆	⇒	⇒	⇒	支払日3日前
	教員採用試験		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	試験前日
	転学手続の簡素化			☆	⇒	⇒	★	
	県立学校入学者選抜（学力検査）		☆	★				検査前日
	県立特別支援学校高等部入学者選抜（学力検査等）		☆	★				検査前日

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

非常時優先業務の概要（優先すべき通常業務）

■労働委員会事務局

担当部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特 定 場 合 の 状 況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
優先すべき通常業務(4業務)								
労働委員会 事務局	幹部職員等への連絡・調整業務等	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	不当労働行為の救済申立ての受付			☆	⇒	⇒	⇒	
	労働争議の調整				☆	⇒	⇒	
	個別的労使紛争に関する相談業務				☆	⇒	⇒	

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

第4部 業務継続のための執行体制の確保

4.1 災害対策本部の設置

県は、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した場合は、災害対策を総合的かつ迅速に行うため、災害対策基本法、県災害対策本部条例及び県災害対策本部要綱に定めるところにより、直ちに、知事を本部長とした「県災害対策本部」を設置し、県の組織を挙げて災害応急対策を実施する。

4.1.1 災害対策本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は、県庁第一別館 3 階災害対策室及び災害対策本部オペレーションルームとするが、庁舎の被災状況に応じて、中予地方局庁舎内、その他本部長が指定する施設の順に、代替場所を選定する。

庁舎が被災した場合の代替施設

阪神淡路大震災においては、一部の非木造建物では一層の層崩壊にとどまらず、特に古い建物ではパンケーキ崩壊形と呼ばれる全階層に亘る層崩壊を起こしている被災例があったばかりでなく、公共施設においても、神戸市役所 2 号館（8 階建て）の 6 階部分がつぶれるなど、建物が使用不能状態になった被災例があるほか、東日本大震災においては、津波被害により庁舎が使用不能になった例がある。

県では、本庁舎全館が津波被害により使用不能になる可能性は低いですが、地震被害により本庁舎全館が使用不能となった場合は、中予地方局庁舎に災害対策本部を移転し、非常時優先業務を継続することとなる。

この他、本庁舎周辺の主な県有施設としては、県民文化会館、県男女共同参画センター、県総合社会福祉会館及び愛媛国際貿易センターなどがある。

★中予地方局庁舎の概要★

規 模：14,850 m²

構造等：SRC 造 7F、2B

竣 工：平成元年 12 月

耐震性：昭和 56 年に改正された建築基準法の耐震基準を満たしている。

その他：本庁舎から東方向約 1km 余の距離にあり、職員や資機材等の移動が比較的容易である。

4.1.2 災害対策本部の活動スペース

(1) 事務局の活動スペース

事務局は、災害対策本部が設置される災害対策室及び災害対策本部オペレーションルームで活動するが、災害時には、国、他都道府県、自衛隊、県警、消防などの防災関係機関と情報を共有し、相互に緊密な連携を図りながら応急対策を行っていくため、これら防災関係機関から県へ連絡員が派遣される。

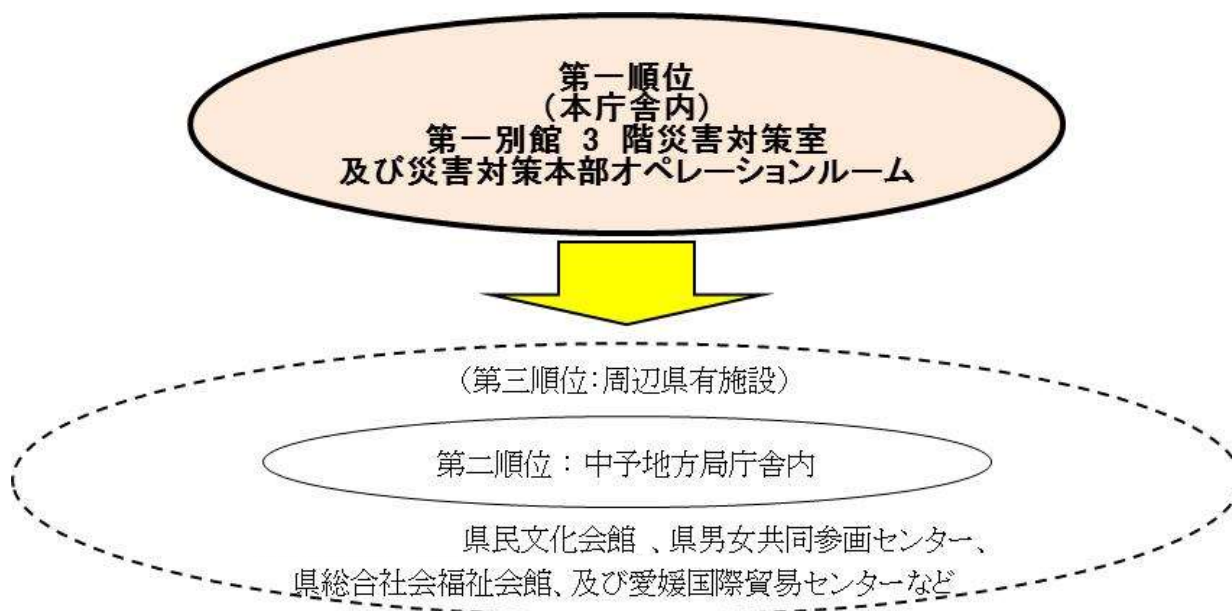
このため、事務局には、県職員のほか、防災関係機関職員が一堂に会することとなり混雑が予想されることから、スペース不足を補うため災害対策室に隣接する防災局執務室全体を事務局スペースとして使用するほか、必要に応じ庁舎内の会議室を確保する必要がある。

(2) 各対策部の活動スペース

各対策部については、原則、それぞれの執務室で所掌する非常時優先業務を実施することとなるが、「被災者救援対策」や「食料物資対策」など、複数の部局が連携して対応する必要がある業務については、部局横断的なグループをつくり、同一の場所に対応していくことから、庁舎内の会議室を各グループの活動スペースとして確保する必要がある。

なお、被災状況により、庁舎内での活動スペースの確保が困難な場合は、必要に応じ本庁舎周辺の県有施設なども視野に入れ、スペースの確保を検討する。

<災害対策本部の設置場所等>



※第一順位から第三順位は、災害対策本部設置場所の順位を示す。

4.1.3 事務局の対応

(1) 危機管理当直員

県では、平成19年4月から、夜間・休日等の勤務時間外の大規模災害等危機事象の発生時に迅速かつ適確に初動対応を行い、被害の最小化を図るため、県職員及び危機管理専従嘱託職員の2名体制による24時間宿日直体制を整備しており、災害時には、防災担当職員が登庁するまで幹部職員への情報連絡や国・市町等防災関係機関との情報収集伝達などの初動対応を実施する。

(2) 防災局職員

防災局職員は登庁後直ちに災害対策室に参集し、当直員から事務引継ぎを受け、事務局職員として情報収集や応急対応等の業務に従事するとともに、災害対策本部会議の開催や事務局の活動が行えるよう災害対策本部の設営などの準備を行う。

<災害対策本部の設営準備>

◇◇◇災害対策本部等の設営◇◇◇

- ・ 看板（「愛媛県災害対策本部」）の設置
- ・ 第3・第5会議室を災害対策本部オペレーションルームとして配置変更
- ・ ホワイトボードの設置
- ・ パソコン・FAX等機器類の起動
- ・ 課代表電話（912-2335）及び直通電話の災害対策本部への移設
- ・ 被害情報（様式）の準備
- ・ 地図（オーバーレイ）の準備
- ・ 防災通信システムを使用した市町への周知
- ・ 防災局執務室内の片付け・整理 など

<防災関係機関連絡員の受入れ準備>

発災時には、自衛隊、海上保安部、警察機関、消防機関などの防災関係機関と救援活動や情報収集等について、活動の調整を行いながら迅速かつ適確に災害対応を実施していくため、防災関係機関連絡員の災害対策本部への派遣を要請することとなる。

このため、事務局はこれら連絡員の受入態勢を整えておく必要がある。

- ・ 駐車スペースの確保
- ・ 災害対策本部に待機場所の確保
- ・ 調整協議を行う場所の確保 など

4.1.4 職員の配備体制

南海トラフ巨大地震など震度 6 弱以上の地震が発生した場合の配備体制は、次のとおり。

役 職	対 応 内 容
知 事	・速やかに登庁 ・被害状況及び各部局の応急対策実施状況等の報告を受け、防災対策全般を総括指示
特別職	・速やかに登庁 ・被害状況及び各部局の応急対策実施状況等の報告を受け、防災対策全般を総括指示（※） ※通常は知事の補佐。知事が不在時等の場合は代行
管理職	・速やかに登庁 ・各部局の所掌事務に関する防災対策を総括指示、災害対策本部事務局へ報告
一般職員	・全職員が登庁し、所定の場所で応急対策活動等に従事

4.1.5 災害対策本部会議の開催

県は、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した場合は、直ちに災害対策本部を設置し、原則として、設置後 2 時間以内に当面の応急対策活動等について協議するため、災害対策本部会議を開催することとなる。

また、各対策部、各班相互間の連絡調整に関し協議するため、必要に応じ、各部局の幹事課長補佐を構成員とした統括調整員会議を開催する。

<本部会議の構成員>

本部長 : 知事

副本部長 : 副知事

本部付 : 知事補佐官、参与、公営企業管理者、教育長

本部員 : 各部長、会計管理者、公営企業管理局長、副教育長、警察本部長

4.2 職員の確保

被 害 想 定
<ul style="list-style-type: none">・ 本人及び家族の被害、家屋の全半壊、交通機関の途絶等により登庁できない職員が出ると想定・ 勤務時間中に発災した場合は、負傷者や帰宅困難者が出る可能性がある想定

4.2.1 職員の参集体制

県では、夜間や休日等の勤務時間外に大規模地震等が発生した場合の職員の動員体制の周知徹底を図るため、参集のための連絡方法等を明記した「危機発生時の職員行動基準」を全職員に配布、携行させており、危機発生時は、職員はこの基準に基づき参集し、非常時優先業務に従事することとしている。

また、職員は愛媛県防災メールに自身の安否情報・参集可否を入力し、返信する。

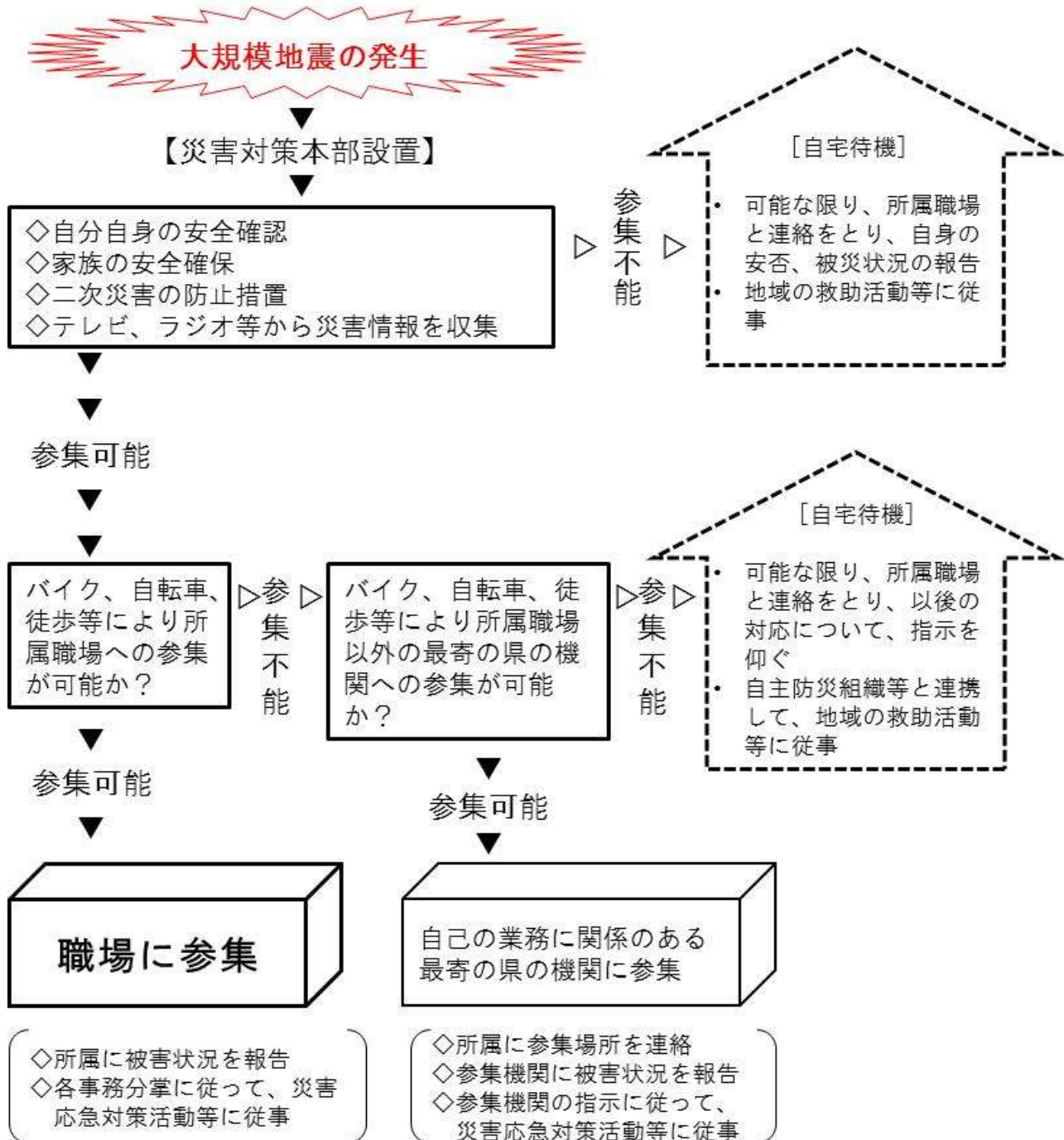
なお、「危機発生時の職員行動基準」には「登庁に当たっての注意事項」として、次のとおり職員が留意すべき事項を定めている。

＜登庁に当たっての注意事項＞

- ① 服装
作業服など動きやすい服装、運動靴、帽子、手袋
- ② 携帯品
携帯電話、身分証明書、飲料水（水筒等）、食料、着替え、洗面具、タオル、携帯ラジオ、懐中電灯
- ③ 参集方法
自動車は原則使用しない

大規模地震発生時の職員参集フロー

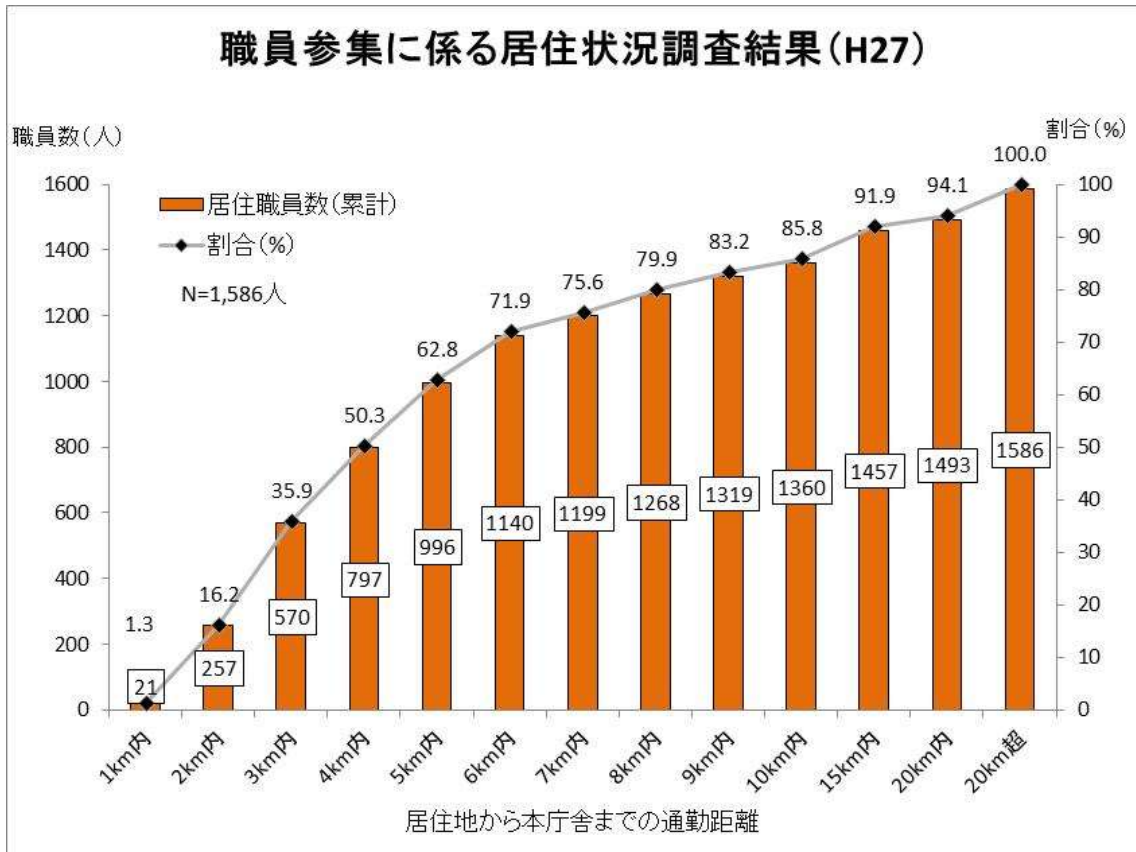
【勤務時間外に南海トラフ巨大地震などの大規模地震が発生した場合】



4.2.2 職員参集可能人数

(1) 職員の居住状況 (H27 年度調査)

勤務時間外に発災した場合の職員参集可能人数を把握するため、本庁舎に勤務している職員約 1,600 名を対象に「職員の参集状況把握調査」(職員の居住地から本庁舎までの通勤距離に関する調査)を実施した。



全体の約半数の職員が 4km 圏内に、約 9 割の職員が 10km 圏内に住居を構えている結果となった。

(2) 職員参集可能人数の予測

職員参集可能人数の予測に当たっては、上記(1)の「職員の居住状況」を踏まえるほか、職員の家屋の被害及び本人・家族の被害等による登庁不能、津波による浸水被害、道路・鉄道被害及び被災現場での活動などによる参集遅延等についても考慮するため、愛媛県地震被害想定調査結果等に基づき、ある一定の条件を設定し、参集可能な職員数を時系列に予測した。

① 参集の条件 (登庁方法)

発災当初は、鉄道施設も被害を受け運行不可能な状態となることや、道路についても瓦礫の除去等の作業が行われると想定されるため、これらのことも考慮し参集条件を厳しく設定した。

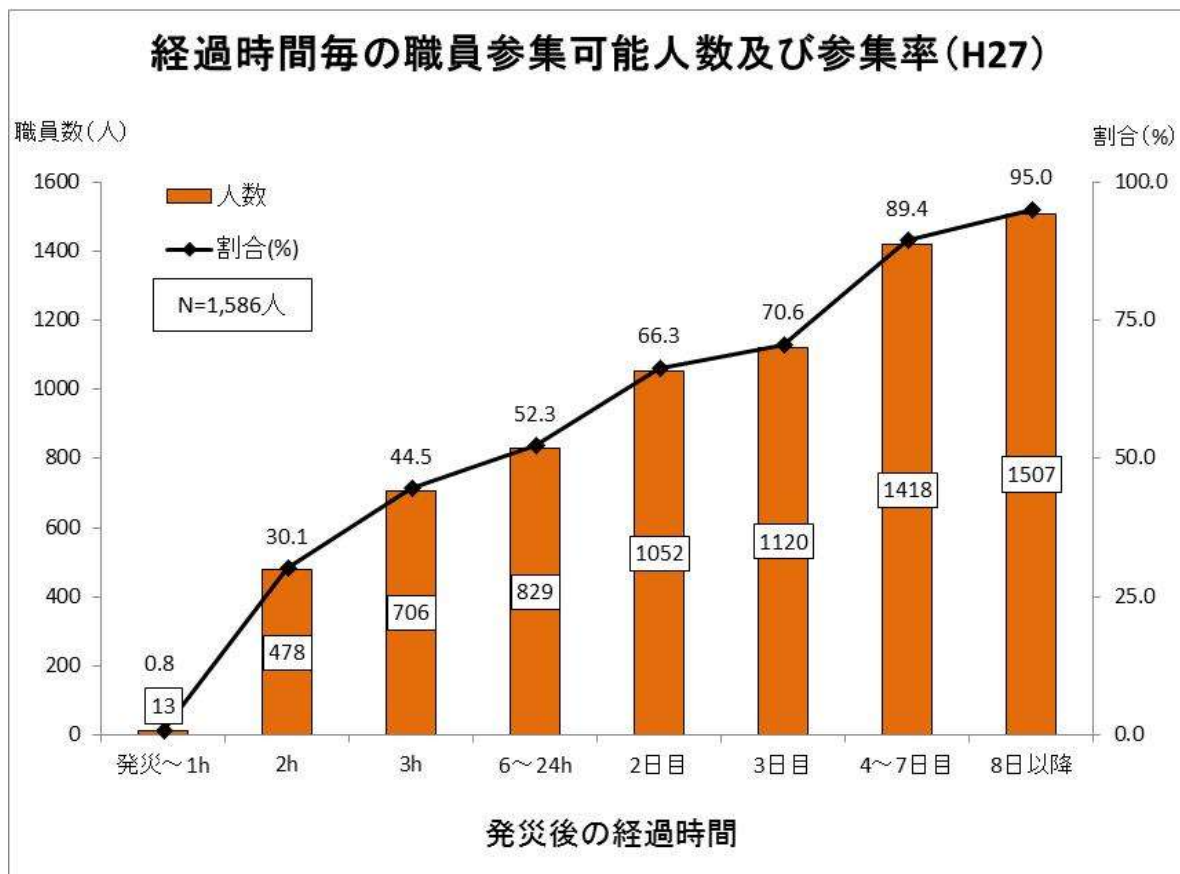
↓

徒歩 (時速 3km) で参集することとして予測

② 経過時間ごとの職員参集可能人数及び職員参集率（予測結果）

発災から経過時間毎に職員参集可能人数を予測した結果は、次のとおり。

ただし、発災時は、徒歩だけではなく、自転車やバイク等で参集する職員もいるため、予測よりも短時間により多くの職員の参集が可能となる。



<経過時間毎の職員参集可能人数>

⇒発災 2 時間後：全職員の約 3 割の職員

⇒発災 6 時間後： 〃 約半数の職員

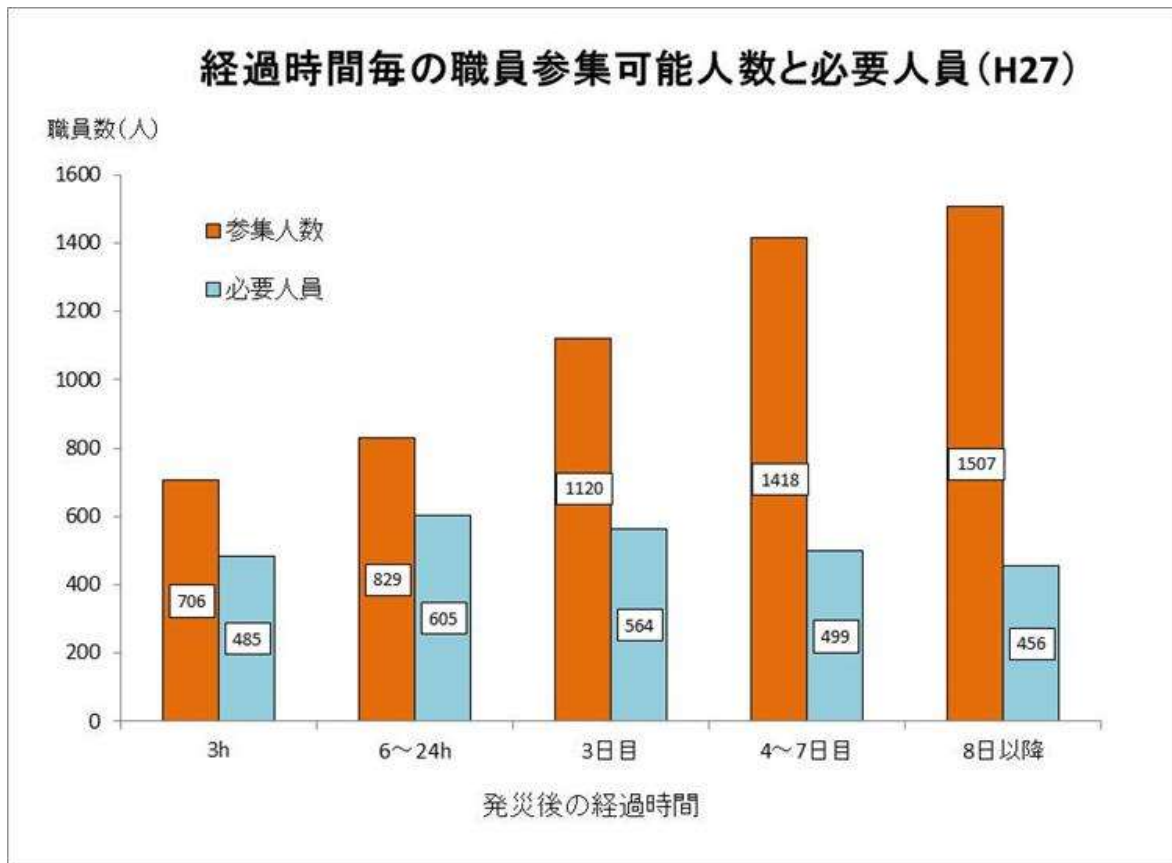
⇒発災 4 日目： 〃 約 9 割の職員

⇒発災 8 日目以降：本人・家族の被災による参集困難者を除く全職員

4.2.3 職員参集可能人数と必要人員の比較

経過時間毎の職員参集可能人数と非常時優先業務の実施（再開）に必要な人員を比較した結果、全ての経過時間において参集人数が必要人員を上回る結果となり、本庁舎全体として必要人員の確保は可能であると予測される。

しかし、所属単位で人員が不足する場合や技術職員が不足する場合もあり、業務実施への影響が生じる可能性がある。



4.2.4 発災時の対応手順

南海トラフ巨大地震が勤務時間外に発生した場合における「職員の参集」については、次のとおり対応する。

- ① 職員は「危機発生時の職員行動基準」における「大規模地震発生時の職員参集フロー」に基づき、参集するものとする。
- ② 職員は、所定の場所に参集し、非常時優先業務に従事する。ただし、被災により庁舎等の使用が困難な場合は、災害対策本部（庁舎管理課）の指示に従う。
- ③ 各部局の参集状況は、幹事課が部局内を取りまとめ、発災1時間後、3時間後に、それ以降は3時間経過毎に災害対策本部（応援職員調整班）へ報告する。
- ④ 職員又は家族や家屋の被害等により参集することが困難な場合は、自宅等で待機し、所属からの連絡が常時取れるよう努める。

<参集が困難な事由>

次に掲げる事由により参集が困難な場合は、原則、所属への安否報告を行ったうえで、自宅待機等するものとする。

- ① 職員又は家族等が被害を受け、治療又は入院等の必要がある場合
- ② 職員の住宅又は職員に深く関係する人が被災した場合で、職員が当該住宅の復旧作業や生活に必要な物資調達等に従事し、又は一時的に避難している場合
- ③ 参集途上において、救命活動等に参加する必要がある場合
- ④ 病気休暇、特別休暇、介護休暇、育児休暇に該当し、参集することが困難な場合
- ⑤ 公共交通機関が運休している場合で、その距離が概ね20km以上の場合
- ⑥ その他前各号に掲げる事由に類する場合

4.2.5 職員の応援体制

発災後に多くの非常時優先業務を執行しなければならない部局は、業務に従事する職員が不足し、その執行に支障をきたす時間帯が出てくることが予想される。

このような場合は、次の「職員配置調整方針」に基づき、全庁的に職員の配置調整を行っていく。

また、専門的な知識を要する業務で職員が不足すると想定される業務については、事前に、部局内又は部局間における応援体制を整備しておくとともに、OB職員等の活用を検討しておく必要がある。

【職員配置調整方針】

- ① 職員不足により非常時優先業務の遂行が困難な場合の職員の配置調整については、まず、部局内で調整したうえで、なおかつ、他部局の応援が必要な場合は、災害対策本部（応援職員調整班）に要請し、応援職員調整班は必要な配置調整を行うこととする。
- ② 応援を要請する部局は、応援者の従事業務・職種、人数、期間等、配置調整に必要な事項を整理のうえ、応援要請を行うものとする。

4.2.6 職員の勤務体制

南海トラフ巨大地震が発生した場合には、全庁挙げて非常時優先業務に従事することとなるが、業務によっては長時間職場に留まらなければならない職員が発生する。長期間に及ぶ非常時優先業務を適確に継続していくためには、職員の健康面に配慮した勤務体制を整備しておくことが重要である。

このため、発災時の勤務体制は次の方針に基づき、整備するものとする。

【勤務体制方針】

- ① 所属長は、長時間勤務に対する職員の健康面に配慮するため、交代勤務体制を整備する。
- ② 所属長は、職員が3日間を超えて勤務することのないよう留意しなければならない。
- ③ 庁舎管理課は、職員が休憩・休養・仮眠ができるスペースを確保する。

4.2.7 職員のメンタルヘルスケア

災害応急対応に従事する職員には、責務や長期間の業務従事などから大きな心理的負担が生じることから、メンタルヘルスへの影響が懸念される。

このため、災害時のこころの回復の時間的経過に応じた情報提供を行うとともに、疲労のコントロールのための休暇取得の促進、管理職によるラインケア等を実施し、職員のメンタルヘルスに係る問題等の予防、早期発見、治療及びフォローアップと、職場の環境改善に係る対策を講じる。

4.2.8 その他

- (1) 応急業務と優先的すべき通常業務を継続するために必要な職員をあらかじめ指定しておくなど、所属職員が従事しなければならない業務を明確にしておく。
- (2) 勤務時間中に発災した場合は、職員や来庁者が被災する可能性もあることから、負傷者の救出や応急手当などの措置が行えるよう、必要な機材（バール、のこぎり、ジャッキ等）や備品（救急箱、懐中電灯、三角巾等）の備蓄に努める。
- (3) 職員は、地震等による自宅の被害を軽減し、確実に参集できるよう家具の固定や住宅の耐震化等に努める。

4.3 安否確認

各所属は、災害時において所掌する非常時優先業務を円滑に執行するため、業務従事職員を確保しなければならない。

このため、発災時には、まず、職員の安否確認を行い、参集可能な職員を把握し業務の執行体制を確保しておく必要がある。

4.3.1 安否確認の方法

発災時における安否確認は、職員の携帯電話による「愛媛県防災メール」の安否確認機能によることを基本としている。ただし、携帯電話を持っていない等により未登録の職員については、各所属で作成している災害時の所属職員の連絡先、連絡方法及び配備体制等を記載した職員連絡体制に基づき、電話連絡により行うこととしている。

4.3.2 安否確認の実施手順等

(1) 事前の対応

安否確認を円滑に行うため、次の事項については事前に対応しておく。

- ① 携帯電話メールアドレスに「愛媛県防災メール」が配信されるよう、事前にメールアドレスを登録する。
- ② 「愛媛県防災メール」未登録の職員については、各所属において連絡先、連絡方法等記載した職員連絡簿を作成する。

(2) 安否確認の手順

安否確認は、次の手順に基づいて行うものとする。

ア 職員の安否確認

- (ア) 県内で震度6弱以上の地震が発生した場合には、「愛媛県防災メール」から職員に対し、安否確認メールが配信される。
- (イ) 職員は、自身の安否情報及び登庁可否を入力し、報告する。
- (ウ) 災害対策本部統括司令部情報システム運用班は、愛媛県防災メールに報告された職員の安否情報及び登庁可否情報を共有する。

なお、携帯電話を所有していないなどの理由により、メールによる安否確認ができない職員については、電話によるものとする。

<愛媛県防災メールによる安否確認メール画面>

愛媛県内で震度6弱以上の地震が発生するなど、必要な場合に全職員に安否確認メールが配信されます。

安否確認メール

受信メール
差出人:愛媛県防災メール
件名:1要応答)愛媛県安否確認メール

愛媛県防災メールです。
2016/02/20 16:59頃、愛媛県に下記の発表がありました。
震度6弱

※次のリンクにアクセスして回答してください。
<https://xxxxxxxxxxxx>

登録内容の変更は次のリンク先にアクセスしてください。
<https://xxxxxxxxxxxx>

1. メール内のURLをクリックします。

ご回答ください

安否確認1
=====

質問: 参集可否
回答: ●参集済
○30分以内
○1時間以内
○2時間程度
○4時間程度
○参集不可

安否確認2
=====

質問: 安否状況
回答: ●無事
○負傷等
○不明
○その他

2. 登庁の可否、ご自身の安否を報告してください。

※以下の項目から選択してください。

■参集可否
参集済、30分以内、1時間以内、2時間程度、4時間程度、参集不可

■安否状況
無事、負傷等、不明、その他

内容の確認

次の内容でよろしければ「送信」を選択してください

安否確認1
=====

質問: 参集可否
回答: 参集済

安否確認2
=====

質問: 安否状況
回答: 無事

戻る 送信

3. 報告内容を確認して、送信してください。

ご回答も送信致しました。

4. 報告完了です。

イ 職員の家族の安否確認

- (ア) 非常時優先業務に従事するため、家族の安否を確認する余裕のない職員について、所属長は、他の所属員に対し、当該職員に代わって家族の安否確認を行うよう指示することとする。
- (イ) 家族の安否確認ができない場合は、所属長の了解を得たうえで帰宅する。この場合、家族の安全が確保できた時には、所属長に報告のうえ、参集等の指示を仰ぐこととする。
- (ウ) 勤務時間内に発災した場合など家族の安否を確認する必要がある場合に備え、家族間でメールや災害用伝言ダイヤルなどを活用した連絡方法を確認しておく。

4.4 指揮命令系統の確立

災害時に組織を維持し、業務を迅速かつ適確に執行していくためには、所属の指揮命令系統を確立しておくことが重要である。このため、所属長の被災や出張などによる不在により長時間連絡が取れず、指示を仰ぐことができない場合に備え、各所属における指揮命令系統を確立しておく。

4.4.1 現状

災害対策本部長である知事が事故や不在時等の非常時には、副知事、教育長、公営企業管理者、防災安全統括部長、県民環境部防災局長、防災危機管理課長の順で災害対策本部の設置を命令し、又は指揮をとることとなる。

また、県事務決裁規程等において、各所属の決裁者に対する代決者（第1次代決者及び第2次代決者）が定められている。

4.4.2 課題及び対策

課題	○ 当該代決者に定められている役職に複数人の職員が存在している場合の順位付けはなされていない。
----	---



対策	☞ 各所属において、長が不在の場合に備え、県事務決裁規程等に基づき、事前に複数の臨時代行者及び代行順位を決定する。
----	---

4.4.3 職務の代行

意思決定権者が不在の場合の職務の代行は、次の方針により行うものとする。

【職務代行の方針】

- ① 発災時に意思決定権者と連絡が取れない場合には、あらかじめ定めた順序でその職務を代行するものとする。
- ② 意思決定権者が勤務地に参集できない状況にあっても、連絡がとれ指示を仰ぐことが可能な場合は、その職務の代行は行わない。なお、この場合、業務継続に支障がないよう通信手段を確保し、連絡を密にするよう留意する。

4.4.4 発災時の対応手順

- ① 発災時に各所属は、指揮命令系統を確保するため、速やかに意思決定権者の安否を確認する。
- ② 確認が取れなかった場合及び参集が困難な場合は、他の幹部と連絡を取り「職務代行の方針」に基づいて職務の代行を行う。

4.5 市町災害対策本部への連絡員（リエゾン）の派遣

東日本大震災では、市町村庁舎が被災し、市町村の行政機能が著しく低下し、被災状況の把握ができない事態が生じたことから、県では、平成25年3月に「愛媛県災害時情報収集職員派遣要領」を策定し、災害対策本部地方本部又は支部が、必要に応じて被災市町へ情報収集職員を派遣し、市町が大規模な被災により災害対応能力を喪失した場合においても迅速かつ適切な支援を実施することとしている。

4.6 広域応援受入体制の確保

南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した場合に備え、県内外からの人的・物的支援を受け入れる際に中心となる「広域防災拠点」を選定するとともに、支援の受入体制や手順等を定めた「愛媛県広域防災活動要領」を平成27年3月に策定している。また、他県等と様々な応援協定を締結している。

4.7 民間事業者等との連携

県では、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した場合に備え、様々な分野の民間事業者等と災害時における応援協定を締結している。発災時には、協定内容を踏まえ、民間事業者等へ協力内容を伝達する。

そのため、各部局においては、実際の発災時に円滑に協力依頼が行えるよう、平常時から訓練等を通じ、連携に向けた意思疎通を図ることとする。

【大規模災害時における民間事業者等との協定一覧】

- 帰宅困難者支援に対する支援協定
- 食料・飲料水・燃料・生活物資等の調達に関する協定
- 交通輸送に関する協定
- 応急復旧に関する協定 等

4.8 業務執行体制確保の発災時の対応

南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した直後の職員の確保や長期間に及ぶ非常時優先業務に適確に取り組んでいくため、速やかに業務執行体制を確保する必要がある。

発災からの時間経過毎の対応は次のとおり。

時間経過	対 応 手 順
発災直後	○勤務時間内に発災した場合
	◇安否確認 →所属長は職員の安否確認を行い、幹事課を通じて災害対策本部へ報告 →所属長は職員の家族の安否確認の実施にも配慮
	○勤務時間外に発災した場合
	◇安否確認 →自己及び家族の安全確認後、自動参集 →職員は愛媛県防災メールにて安否応答、登庁可否の報告
	◇職員参集 →「危機発生時の職員行動基準」により全職員が自動参集し、所定の場所で業務に従事
発災直後 ～ 数時間	◇指揮命令系統の確保 →各所属は速やかに意思決定権者の安否を確認し、指揮命令系統を確保する。 →意思決定権者と連絡が取れない場合は、あらかじめ定めた順に職務の代行を行う。 ◇職員の安否確認状況の把握 →災害対策本部統括司令部情報システム運用班は、安否情報を共有 ◇職員の参集状況の把握 →各部局は、職員の参集状況を取りまとめ、災害対策本部へ報告 ◇活動スペースの確保 ◇市町災害対策本部への連絡員（リエゾン）の派遣
数時間後 ～ (随時)	◇職員の配置調整 →従事可能職員の不足により、非常時優先業務の執行が困難と予想される部局は、災害対策本部に対し他部局からの職員の配置調整の要請を行う。 →災害対策本部は、他部局職員参集状況等を勘案し配置調整を行う。 ◇広域応援受入体制の確保 ◇民間事業者等との連携
数時間後 ～ 1日	◇交代勤務体制の整備 →長期間に及ぶ非常時優先業務に適確に対応できるよう、職員の交代勤務体制を整備

第5部 業務継続のための執務環境の確保

5.1 庁舎（執務室）

被害想定
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本館（ドーム会議室を除く）、第一別館、議事堂は継続して使用可能、第二別館は継続使用困難と想定

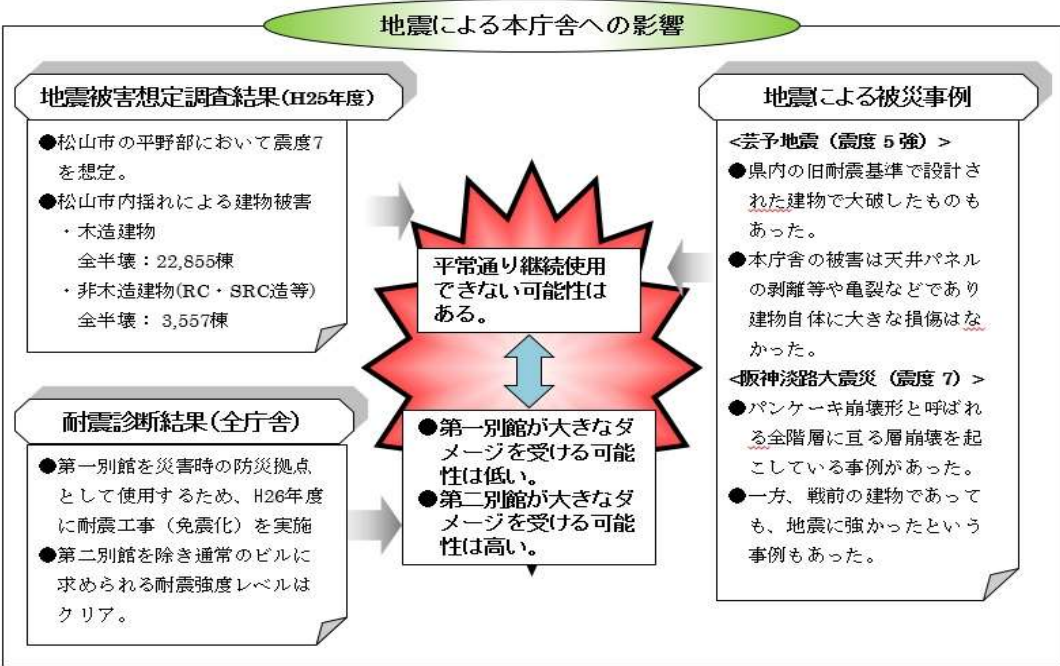
5.1.1 現状

本庁舎には、知事室がある本館、災害対策本部が設置される第一別館のほか、第二別館及び議事堂の4庁舎があるが、いずれの施設も昭和56年の建築基準法における耐震基準改定前の建物であるため、本庁舎全てにおいて耐震診断を実施した。

その結果、本館、第一別館及び議事堂の「構造耐震指数（Is 値）」は、公共施設の目標値である0.7を下回っていたが、崩壊の危険性が高い0.3は上回っており、震度6強レベルでも崩壊する危険性は低いと想定される。しかし、第二別館は、大半の階で0.3を下回っており崩壊の危険性が高いと想定される。

また、第一別館については、災害時の防災拠点として使用することから、他の本庁舎建物に優先して耐震工事（免震化）を実施した。

庁舎	概要（建築年及び構造）	耐震診断	耐震化
本館	昭和4年、RC造4F	H22年度	×
第一別館	昭和55年、SRC造11F・3B	H13年度	免震構造 (H26年度)
第二別館	昭和41年、RC造6F・1B	H22年度	×
議事堂	昭和57年、SRC造4F・1B	H22年度	×



5.1.2 課題及び対策

課 題	<ul style="list-style-type: none">○ 二次災害を防止するため、速やかに庁舎の被災状況を確認し、使用の可否を判断する必要がある○ 使用困難と想定している第二別館に入っている課室の移転について考慮する必要がある。
--------	--



対 策	<ul style="list-style-type: none">☛ 第二別館の現地建替え、議事堂の耐震改修に向けて、令和2年度から設計調査に着手。☛ 本館については、財政状況等を踏まえながら、耐震化の検討を進める。☞ 速やかに庁舎の被災状況を確認するためのマニュアルを作成する。☞ 第二別館の代替執務室を検討しておくとともに、移動する際の書類等の持ち出し品を特定しておく。
--------	---

5.1.3 発災時の対応手順

南海トラフ巨大地震が発生した場合は、次の対応手順により庁舎（執務室）を確保する。

<p>1 庁舎被災状況の確認</p> <ul style="list-style-type: none">① 庁舎管理課は、発災後速やかに庁舎の被災状況を確認し、使用の可否を判断する。立入禁止等の措置が必要な場合はその旨表示する。② なお、被災建築物応急危険度判定が必要な場合は、判定士の資格を有する職員による判定結果を基に、庁舎の使用可否を判断するものとする。③ 庁舎管理課は、庁舎の被災状況及び庁舎利用上の注意点について、庁内に周知する。④ 各部局幹事課は、所属の執務室の被災状況を取りまとめ、災害対策本部（庁舎管理課）へ報告する。 <p>2 代替執務室への移転</p> <ul style="list-style-type: none">① 庁舎管理課は庁舎等の使用が不可能と判断した場合は、速やかに代替執務室を指定し、当該部局に移動を指示する。② 移転の指示があった部局は、執務室の移転計画等に基づき、速やかに移転し、業務を再開する。	<p><代替執務室に必要な資源></p> <ul style="list-style-type: none">①会議室等（執務スペース）②机・椅子③パソコン・プリンター（庁内 LAN と接続）
---	--

5.1.4 第二別館執務室の移転先

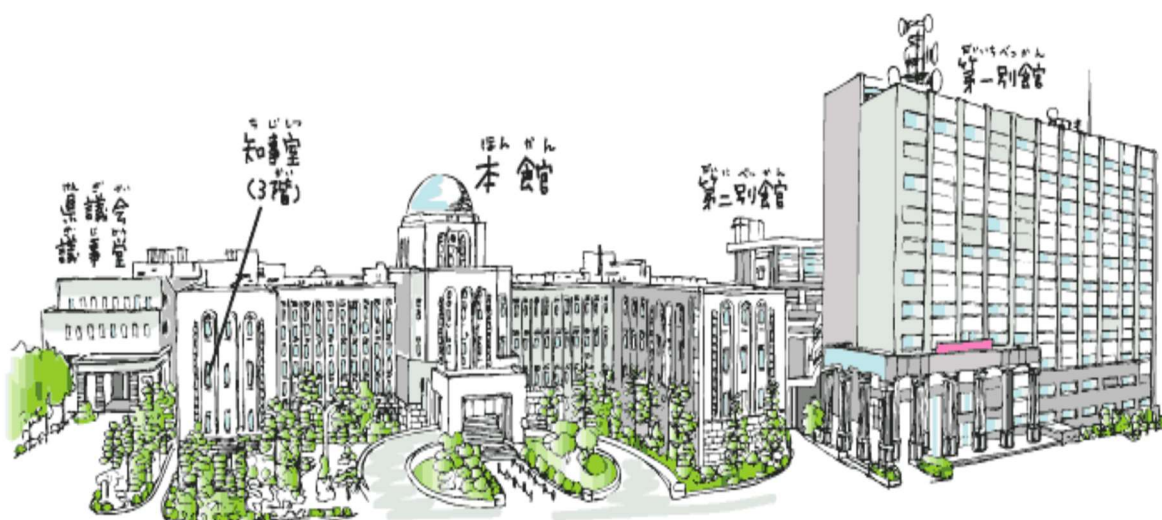
なお、発災時に継続使用が困難と想定している第二別館執務室については、次の方針により代替執務室を確保する。

【第二別館執務室移転先の確保方針】

- ① 公営企業管理局は、被災状況に応じ、本庁舎内又は県立中央病院で移転先を確保する。
- ② 人事委員会事務局、監査事務局及び労働委員会事務局は、本庁舎内で移転先を確保する。
- ③ その他の課室は、所属する部局内で移転先を確保する。

◇◇◇第二別館に入っている課・室（団体等を除く）（R3年度現在）◇◇◇

税務課、広報広聴課別室(広聴・相談・情報公開)、地域政策課、男女参画・県民協働課、医療保険課、都市計画課、都市整備課、建築住宅課、営繕室、公営企業管理局（公営企業管理者室、公営企業管理局長室、総務課、発電工水課、県立病院課）、人事委員会事務局・局長室、監査事務局・局長室、労働委員会事務局・局長室



【本庁舎配置図】（愛媛県 HP より）

5.2 電力

被 害 想 定
・ 発災後 24 時間は外部からの電源供給はないと想定

※ 愛媛県地震被害想定調査によると、発災直後の松山市内の停電率は 70.2%と市内大部分が停電すると想定されており、本庁舎周辺においても停電が想定されるが、1 日後には 10.7%まで減少すると想定される。

5.2.1 現状

本庁舎の受電系統は 1 系統であり、被災により、外部からの電源供給がストップした場合には、非常用発電設備（いずれも鉄筋コンクリートに強固に固定）が直ちに起動し電源を供給することとなる。

第一別館は、消防設備等の災害時に必要な設備に加え、全執務室の 1/3 の照明（防災局は 10/10）、コンセント、各階コピー機 1 台、本館は、NOC 室、電算室、スマート行政推進課等が非常用発電設備の供給範囲になっているが、議事堂は、消防設備等の災害時に必要な設備に限られている。

また、防災通信システム（地上系・衛星系）は、防災用の非常用発電設備により電源を供給することとなる。

【本庁舎における非常用発電設備の状況】

項 目	非常用設備用	
発電量	1,200kVA	200kVA
持続時間	約 72 時間	約 5 時間
燃 料	重油（21,950 ㍓㍓）	軽油（98 ㍓㍓）
冷却方式	ラジエータ水冷式	水冷式
供給範囲	<p>【本館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NOC 室(空調・各サーバ) ・電算室(空調・各サーバ) ・スマート行政推進課(照明・コンセント) ・審査課(財務会計) ・伊予銀行(財務会計) <p>【第一別館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全執務室の 1/3 の照明(防災局は 10/10) ・コンセント ・各階コピー室 1 台等 ・非常用設備 (消防用、エレベータ、電話交換機、中央監視室照明等) <p>【第二別館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防用 	<p>【議事堂】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防用 ・エレベータ ・議場空調、照明等

項目	防災用	
発電量	30kVA	80kVA
持続時間	約 30 時間	約 72 時間
燃料	軽油 (195 ㍓)	重油 (1,950 ㍓)
冷却方式	ラジエータ冷却式	ラジエータ空冷式
供給範囲	【第一別館】 ・防災通信システム (地上系)	【第一別館】 ・防災通信システム (地上系・衛星系)

5.2.2 課題及び対策

課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第一別館以外の各執務室には非常用電源が確保されていないため、停電時には庁内 LAN 等情報システムやコピー機等の電気機器類を使用できず、業務執行上の大きな支障となる。 ○ 長時間の停電に備え、非常用発電設備が継続稼働できるだけの燃料を確保する必要がある。
----	--



対策	<ul style="list-style-type: none"> ☞ 庁舎の耐震工事と合わせて非常用発電設備を改修することにより第一別館以外の各執務室にも電源を確保する。 ☞ 受電システムの 2 系統化について、第一別館の非常用発電設備の状況を踏まえ、今後検討する必要がある。 ☞ 非常用発電設備用燃料の備蓄に努めるほか、燃料販売事業者等との優先供給に関する協定の締結も検討し、燃料補給体制を確保する。
----	--

5.2.3 発災時の対応手順

南海トラフ巨大地震が発生した場合は、次の対応手順により電源を確保する。

<ol style="list-style-type: none"> ① 庁舎管理課は、停電の優先的な復旧等について電気事業者に要請する。 ② 庁舎管理課及び防災危機管理課は、停電による非常用設備及び防災通信システム等の使用停止を防止するため、非常用発電設備の燃料補給体制を整える。

5.3 上下水道

被 害 想 定
<ul style="list-style-type: none"> ・ 発災後 10 日程度は、外部からの給水がないと想定 ・ 発災後 1 週間程度は、下水道が使用できないと想定

※愛媛県地震被害想定調査によると、松山市内の支障率は、発災直後 58.9%、1 日後 55.0%、1 週間後 34.3%、1 ヶ月後 3.6%と想定されており、本庁舎周辺においても断水が想定される。また、松山市内の下水道支障率は、発災直後 56.4%、1 日後 47.6%、1 週間後 17.2%、1 ヶ月後 0.4%と想定されており、本庁舎周辺においても下水道の支障が想定される。

5.3.1 現状

本庁舎への給水は、庁舎内にある 2 つの受水槽から高架水槽へ揚水ポンプでポンプアップされた後、自然落下により各所へ給水されている。断水時には、通常使用量で 4 日間程度は、受水槽等の残留水による継続給水が可能であるが、断水が 5 日を超えた場合は、それ以降完全断水となる。

また、発災直後は、漏水による二次災害を防止するため、給排水管の健全性が確認できるまでは、上水道、下水道とも使用できない。

なお、停電した場合でも、揚水ポンプについては非常用電源が確保されている。

【本庁舎における給水施設の状況】

給水系統	施設名称	貯水量 (m ³)	有効貯水量 (m ³)	使用量 (m ³ /日)	使用可能日数 (日)	
第一系統	受水槽	163	195	156	33	4.7
	高架水槽	32				
第二系統	受水槽	52	74	59	13	4.5
	高架水槽	22				

※有効貯水量は、貯水量の 8 割。

5.3.2 課題及び対策

課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発災後は、給排水管の健全性が確認できるまでは上下水道を使用できないため、早期の使用再開のための対策が必要である。 ○ 発災 5 日目からは断水が想定されるため、飲料水やトイレの確保が必要である。
----	--



対策	<ul style="list-style-type: none"> ☞ 速やかに給排水管の被災状況を確認するためのマニュアルを作成する。 ☞ 飲料水及びトイレの確保（「5.6 食料・飲料水・消耗品の備蓄等」を参照）
----	--

5.3.3 発災時の対応手順

南海トラフ巨大地震が発生した場合は、次の対応手順により上下水道の早期再開に努めるなど飲料水やトイレを確保する。

- ① 庁舎管理課は、漏水による二次災害を防止するため、発災直後から給排水管の安全性が確保されるまでは、給排水を停止し、その旨庁内に周知する。
- ② 庁舎管理課は、発災後速やかに給排水管の被災状況を確認し、早期に給排水を再開するよう措置を講じることとする。
- ③ 受水槽の貯留水を少しでも長く持たせるため、職員は可能な限り節水に努めることとする。
- ④ 断水の間は、備蓄の飲料水や簡易トイレ等で対応するものとする。

5.4 執務室内

被害想定	
	<ul style="list-style-type: none">耐震工事（免震化）、ロッカー等の固定によりロッカー・キャビネットの転倒、机上のパソコン等の落下及び書類等の散乱は少ないと想定窓ガラスの飛散や天井パネルの剥離等が発生すると想定

5.4.1 現状

第一別館の耐震工事（免震化）及び本館、議事堂のロッカー・キャビネット等の固定により執務室内の被害は少ないと想定されるが、窓ガラスの飛散、天井パネルの剥離等が発生すると、それらの整理に多くの人数と時間を要する。

5.4.2 課題及び対策

課題	○ 発災直後は、窓ガラスの飛散、天井パネルの剥離等により、業務への着手が遅延し、迅速な業務遂行の妨げとなるおそれがある。
----	--



対策	<ul style="list-style-type: none">☞ 窓ガラスの飛散防止対策、天井パネルの剥離防止対策を実施する。☞ ロッカーの上など高所に、書類や荷物等を置かないよう徹底する。
----	---

5.4.3 発災時の対応手順

南海トラフ巨大地震が発生した場合は、次の対応手順により執務環境を整え、活動スペースを確保する。

①	登庁した職員は、非常時優先業務の業務継続に支障のない範囲で、執務室内の片付けを行い、執務環境を整える。
②	必要に応じて災害対策本部（関係各課）に連絡し、資機材の提供や応援を要請する。
③	各部局の幹事課は、部局内執務室の被災状況を取りまとめ、災害対策本部（庁舎管理課）へ報告する。
④	庁舎管理課は、会議室や共用スペース等の片付けを行う。

5.4.4 その他

夜間に発災し、停電により室内照明が確保されなかった場合は、暗い中でも片付け等の業務が実施できるよう、平常時から職員間で簡易照明（懐中電灯等）の保管場所を共有しておくとともに、登庁時には懐中電灯を持参することとする。

5.5 エレベータ・空調

被害想定

- ・ 発災直後、本館、第一別館、第二別館、議事堂の全エレベータは最寄り階に着床する。
- ・ 停電時は第一別館の2基、議事堂の2基のエレベータ及び議場の空調のみ利用可能と想定

5.5.1 現状

各庁舎のエレベータは、震度4～5弱程度以上の揺れを感知すると、万が一停電した場合でも、最寄りの階に着床し扉を開け停止するよう設定されている。

運転の再開については、点検業者により安全性を確認したうえで、手動で復旧することとしている。なお、第一別館西側の1基、東側の1基、議事堂の2基、第一別館及び議事堂のカーリフト2基については、非常用電源が確保されているため、停電時においても継続運転が可能である。

空調については、停電時には非常用電源が確保されている議場以外は運転が停止される。

5.5.2 課題及び対策

課題

- エレベータ・空調とも運転の再開は、点検業者による安全確認の後となり、早期の使用再開のための対策が必要である。



対策

- ☞ 保守点検業者の確保も含め、エレベータ・空調の健全性の確認方法及び手順等を定めたマニュアルを作成する。
- ☞ エレベータ閉じ込めへの迅速な対応ができるよう対策を検討する。

5.5.3 発災時の対応手順

南海トラフ巨大地震が発生した場合は、エレベータ・空調設備の被災等に対応する。

1 エレベータ

- ① 庁舎管理課は、エレベータの管制状況について確認を行う。
- ② 庁舎管理課は、保守点検業者に対し、優先的な点検・復旧を要請し、早期の運転再開に努める。
- ③ なお、点検の結果、エレベータの使用制限を行う必要があると判断した場合は、その旨、庁内に周知する。
- ④ 閉じ込めがあった場合は、迅速な救出に努めるとともに、常に救出目途等の情報提供を行うなど閉じ込め者の不安解消に努める。

2 空調

- ① 庁舎管理課は、空調の被害状況について確認を行う。
- ② 庁舎管理課は、保守点検業者に対し、優先的な点検・復旧を要請し、早期の運転再開に努める。
- ③ なお、点検の結果、空調の使用制限を行う必要があると判断した場合は、その旨、庁内に周知する。

5.5.4 その他

停電時でも、第一別館 2 基と議事堂 2 基のエレベータについては、安全確認後に運転が再開されるが、運転が再開された場合でも第一別館の 2 基については、混雑が予想される。

このため、各フロア間の移動は極力階段を使用することとし、エレベータの使用は、荷物の運搬等を優先させるなどの対応が必要となる。

5.6 食料・飲料水・消耗品の備蓄等

被害想定	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食料・飲料水の必要量が増大し災害対応職員用の物資が不足すると想定 ・ 発災後 10 日程度は外部からの給水はないと想定（上下水道被害想定） ・ 発災後 1 週間程度は下水道が使用できないと想定（上下水道被害想定）

5.6.1 現状

「危機発生時の職員行動基準」では、登庁時に食料及び飲料水の持参を求めているが、勤務時間内に発災した場合には、食料等の確保が困難となることや、食料・飲料水の必要量が増大し災害対策本部用の物資確保が困難になると想定されることから、災害時における職員用の食料・飲料水（3 日分）を毎年 1/5 ずつ備蓄・更新している。

また、トイレの使用については上下水道施設の再開・復旧を待つしかなく、断水時には混乱することとなるほか、発災直後は断水如何に関わらず、給排水管の健全性が確認されるまでは使用停止となるため、簡易トイレ等を備蓄している。

なお、コピー用紙や文具等の消耗品については、各所属である程度の在庫は確保されている。

5.6.2 課題及び対策

課題	<ol style="list-style-type: none"> ① コピー用紙及び文具類等の消耗品については、いつ発災しても支障のないよう在庫品を確保しておく必要がある。 ② 発災直後や完全断水となった場合は、トイレなど上下水道施設を使用できない。 ③ コピー機等機器類の故障に対する迅速な対応が必要である。
----	--



対策	<ul style="list-style-type: none"> ☞ 必要な用品類等をリストアップし、保有状況を常に把握しておくとともに、常時必要量を確保しておく。 ☞ 必要な機材（バール、のこぎり、ジャッキ等）や備品（救急箱、懐中電灯、三角巾等）の必要量についても備蓄する。 ☞ 庁内の自動販売機、売店、食堂の事業者に対し、協定に基づき食料・飲料水等の災害時の優先的提供を要請する。 ☞ 職員は、自宅での食料及び飲料水の備蓄に努める。 ☞ コピー等機器類の保守点検等チェック体制を確保する。
----	---

5.6.3 発災時の対応手順

南海トラフ巨大地震が発生した場合は、次のとおり食料・飲料水等の物品及びコピー機等の資源を確保する。

- ① 災害対策本部は、保管庫に備蓄している食料及び飲料水、簡易トイレ等を必要に応じて災害対応職員に提供するものとする。
- ② 登庁した職員は、コピー機等機器類の使用の可否について確認し、損壊等の状況について、災害対策本部（会計課）へ報告する。
- ③ 会計課は、コピー機の破損等の状況を把握するとともに、必要に応じ保守点検業者に保守要員の派遣要請を行う。

5.6.4 その他

停電により第一別館各階で 1 台のコピー機を使用することとなるため コピー機の使用を災害対策本部会議用資料の作成など、必要最小限に制限するなどの対応が必要となる。

5.7 情報システム

被害想定
<ul style="list-style-type: none">・ 発災直後は、情報システムが使用できないと想定・ 情報システムの使用は、復電後半日経過頃から順次使用可能となると想定 ※非常用電源設備から電力供給が受けられるものは発災直後から順次使用可能

5.7.1 現状

全庁的な業務を取り扱っている主な情報システムとしては、庁内 LAN システムや県庁と地方局等を商用回線で結んだ広域通信網の愛媛情報スーパーハイウェイ及び財務会計のオンライン処理などを行っている大型電子計算機がある。

庁内 LAN システムについては、平成 24 年度から、非常用電源設備が充実し堅牢な民間データセンターにサーバを集中配置するなどして耐災害性を確保している。また、庁内 LAN ネットワークや愛媛情報スーパーハイウェイの通信機器等を設置している NOC 室及び大型電子計算機を設置している大型電子計算機室についても、平成 26 年度から非常用電源設備により、停電時も電力供給を確保している。

平成 30 年度には、テレワークシステムを導入しており、テレワーク用端末機から民間データセンターに設置したサーバに専用回線で接続することで、停電時でも情報システムの利用が可能である。

しかし、非常用電源が確保されていない情報システムが一部残っているほか、バッテリーを内蔵していないデスクトップ型端末機や、端末機と情報システムとの間のネットワーク経路上の通信機器について非常用電源が確保されていない場合も、停電時には情報システムが利用できないこととなる。

また、物理被害による故障、断線等や、緊急停止を行ったものについてはデータ障害も想定され、この場合、情報システムの復旧には時間を要する。

なお、ICT（情報通信技術）に係る業務継続計画として、平成 25 年度に「愛媛県 ICT 分野の業務継続計画（「愛媛県 ICT-BCP」という。以下同じ。）を策定し、非常時においても情報システムを用いた適正かつ迅速な業務が執行できるようにするための具体化された全庁共通方針が別途定められている。

【庁内 LAN 等情報システム復旧目標時間】

システム名	システムの概要	発災後からの復旧目標時間
庁内 LAN システム		
庁内 LAN ネットワーク	各庁舎内に張り巡らされた全庁共通の LAN 配線と愛媛情報スーパーハイウェイ等を活用し庁舎間を接続した庁内の通信網であり、インターネット及び LGWAN（国・全国の自治体同士を接続する閉域通信網のこと。以下同じ。）にも接続されているネットワーク	12 時間後
県ホームページ	県から住民等に対して情報発信するための重要な広報手段の一つとなっている機能	
<ul style="list-style-type: none"> ・職員向けポータル機能 ・グループウェア機能 ・文書管理・電子決裁機能 ・予算編成支援機能 ・会議室予約機能 	全職員・全所属に提供する全庁共通機能であり、庁内回覧板、電子メール、全庁掲示板、スケジュール管理、文書管理・電子決裁、予算編成支援、会議室予約等、各種の業務処理を行うための機能	24 時間後
公関係・庁内系の 庁内クラウド設備 (各所属管理の仮想サーバの稼働環境の提供)	スマート行政推進課が各所属向けに提供しているサーバ統合基盤であり、各所属が庁内 LAN ネットワーク上で個別にサーバを設置していた業務サーバを仮想サーバ方式で稼働させる環境を提供するための設備	
<ul style="list-style-type: none"> ・マイドキュメント ・所属ドキュメント (ファイルサービス) 	全職員・全所属に提供する全庁共通機能であり、本人や所属職員のみがアクセス可能なほか、データバックアップが自動でなされる保護されたデータ保存領域	36 時間後
愛媛情報スーパーハイウェイ	本庁、地方局・支局、各土木事務所を商用回線で結んだ広域通信網であり、庁舎間を接続するためのネットワーク	6 時間後
大型電子計算機（汎用機）	財務会計や県税に関するオンライン処理業務、給与、県債償還、奨学資金などの業務を電算処理するための設備	6 時間後
財務会計オンライン	公金の支出・収入手続等	24 時間後
県税オンライン	県税の課税、収納手続等	(各端末)

5.7.2 課題及び対策

課 題	○ 情報システムは、「非常時優先業務を効率的に実施するために必要不可欠な業務基盤である。」との認識のもと、可能な限り被災による情報通信システムの停止を回避し、また、被災により情報通信システムが停止した場合においても、速やかに復旧し業務再開できるよう初動対応の具体的手順を確立するなど、情報システムを所管する各課（「情報システム管理課」という。以下同じ。）において、必要となる対策を施す必要がある。
	○ 停電した時は、非常用電源が確保されていない情報システムや、情報システムの非常用電源が確保されていても、端末機及びネットワーク経路上の通信機器について非常用電源が確保されていないものは利用できないため、業務執行上の大きな障害となる。
	○ 財務会計（公営企業財務会計を含む）オンラインが停止した場合に備え、支払の遅延や緊急払い等に対応できるよう手処理による支払手続の検討が必要である。



対 策	☞ 「愛媛県 ICT-BCP」に基づいた、情報システムの物理的・技術的・人的対策を徹底する。
	☞ 非常用電源が確保されていない情報システムについて、NOC 室や民間データセンターに設置する等して、非常用電源を確保する。
	☞ 非常用電源が確保されていない端末機及びネットワーク経路上の通信機器について、非常用電源を確保する。
	☞ 公金の支払いなど特に発災後2日以内に着手しなければならない非常時優先業務については、パソコン、プリンタ等を利用しない手作業等による代替方法及び手作業等の処理内容のシステムへの取込方法も決めておく。

5.7.3 発災時の対応手順

南海トラフ巨大地震が発生した場合は、次の対応手順により情報システムの早期復旧を図る。

① 発災後、登庁した情報システム管理課職員は、情報システム機器の物的損壊の確認を行うとともに、保守点検業者に保守要員の派遣要請を行う。
② 情報システム管理課は、あらかじめ作成した復旧手順マニュアルに基づき、迅速なシステムの復旧を図る。
③ 情報システム管理課は、システムの被災状況及び復旧見込みについて、災害対策本部に適宜報告するとともに、庁内に周知する。

庁内 LAN システム復旧イメージ

(発 災)

停 電

(2分後)

地方局サーバ UPS 給電

地方局サーバ緊急停止自動命令

(20分後)

地方局サーバ自動緊急停止

- ・ その他のサーバは、物理被害がない場合はデータセンター内で継続稼働
- ・ 非常用電源設備の電力供給対象の端末機や NOC 室の通信機器等も、物理被害がない

※地方局サーバ機能の復旧までの間、データセンター内のサーバのみで全サービスの継続利用が可能

物理被害調査 (データセンター、本庁 NOC 室、地方局サーバ)

▼ (職員・委託業者調査開始)

物理被害復旧 (データセンター、本庁 NOC 室、地方局サーバ)

▼ (故障機器修理)

ネットワーク断絶部や端末機の復旧方法を判断

(6時間後～)

各種サービス順次復旧

復 電

非常用電源設備の電力供給対象外の端末機やネットワークについて、物理被害のないものは復旧

地方局サーバの運用再開作業に着手

地方局サーバの復旧

(～36時間後)

復 旧

5.8 通信（電話・FAX・電子メール等）

被害想定

- ・ 一般電話は、発災後1週間は輻輳によりつながりにくいと想定
- ・ 庁内 LAN が復旧するまで電子メールによる通信はできないと想定

※ 愛媛県地震被害想定調査によると、松山市内の固定電話の不通回線率は、発災直後 58.9%、1日後 63.9%、1週間後 0.0%と想定されており、本庁舎周辺においても不通が想定される。

5.8.1 現状

(1) 電話回線

- ・ 電話交換機及び補機類（バッテリー、直流電源装置）は、約 10 時間継続使用できる蓄電設備を備えているほか、停電時には非常用発電設備からも電力が供給される。
- ・ また、各職員には、それぞれに内線番号を割当てた PHS を配備しており、災害時にも支障なく内線連絡は可能であるが、外線は一般加入電話と同様に輻輳の影響を受ける。
- ・ 災害時にも輻輳の影響を受けにくく、発信が可能な一定数の災害時優先電話（固定電話・携帯電話）を確保している。
- ・ 各執務室に設置している FAX については、非常用電源が確保されている第一別館及び本館の一部の執務室のみ使用できる。
- ・ なお、電子メールの使用については、庁内 LAN システムの復旧を待つこととなる。

(2) 防災通信システム

- ・ 県では、災害時に県と県内市町等との情報伝達・収集手段を確保するため、地上系と衛星系の防災通信システムを整備しており、県庁からの一斉通報、電話、気象データ・災害映像配信等の機能を有している。

（地上系：有線ブロードバンドと無線による固定通信(エアネットワーク)と全県移動無線通信
衛星系：地域衛星通信ネットワーク、衛星インターネット、衛星携帯電話による衛星通信）

- ・ 停電時にも対応できるよう、専用の非常用発電設備による非常用電源を確保しており、発災直後から、県の本庁・地方局、市町、消防等の防災関係機関への双方向の電話、FAX 等での連絡は可能である。

【防災通信システム通信可能機関一覧】

回線種別	通信可能機関（双方向）	備考
地上系 (20回線)	県〔本庁、地方局・支局、総合庁舎、出先機関（病院、ダム、発電所等）〕、市町（本庁）、組合消防、防災機関（自衛隊、海保、気象台、伊方発電所）	FAX は下線機関のみ
衛星系 (20回線)	県（本庁、地方局・支局、総合庁舎）、市町（本庁・支所）、消防〔単独消防（上島除く）、組合消防〕	全ての機関でインターネット等可

※ 南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、H27～28年度に既存システムを更新整備し、耐災害性を向上させており、既存の有線や地域衛星通信ネットワークに加え、大容量の地上無線を新たに整備したほか、県（本庁、地方局・支局）に設置していた衛星インターネットを市町等へも拡充整備した。

なお、地域衛星通信ネットワークについては、県（本庁）は現行機能を維持するが、県（本庁以外）・市町等については映像受信機能のみに変更した。

また、H28年度以降の災害情報の集約、共有、県民への情報発信は、災害情報システムを活用している。

5.8.2 課題及び対策

課題	○ 民間への連絡発信は、輻輳の影響を受けない災害時優先電話を使用することとなるが、優先電話の割当て変更について検討しておく必要がある。
----	---



対策	<ul style="list-style-type: none"> ☞ 災害時優先電話を、非常時優先業務の業務数等を考慮し、割当て先等について再検討する。 ☞ 通信事業者に対して、災害時における優先的な復旧を要請する。
----	--

5.8.3 その他

発災時には停電や電話の輻輳により、通信手段が制約される中でも、次のとおり継続して使用可能な通信連絡方法により、関係機関との連携を図りながら情報収集活動等の災害対応業務に取り組んでいかねばならない。

- ① 国、市町及び防災機関への連絡は、防災通信システムによる電話・FAX等を使用する。
- ② FAXは、第一別館及び本館の一部の執務室が引き続き使用可能であるが、台数に限りがある。
- ③ 民間団体など外部への連絡は、各部局に割当てられている災害時優先電話（輻輳の影響を受けないのは発信の場合のみ）を使用する。
- ④ 必要に応じ輻輳の影響を受けにくい携帯電話メールや携帯無線機も活用する。
- ⑤ 被害状況等の県民への広報については、県ホームページや災害情報システム（防災Web、防災メール、SNS等の広報機能）のほか、報道機関や市町と連携を図りながら対応する。

5.9 来庁者への対応

想 定

- ・勤務時間中に地震が発生した場合、来庁者の負傷や帰宅困難者が出る可能性がある。
- ・勤務時間外であっても庁舎外（庁舎付近）の帰宅困難者が庁舎内に流入する可能性がある。

※ 愛媛県地震被害想定調査によると、発災直後の松山市内の帰宅困難者は 36,310 人と想定されており、本庁舎周辺においても帰宅困難者の発生が想定される。



【来庁者への対応方針】

① 避難場所の指定

来庁者用の避難場所は県民総合相談プラザ（本館 2 階）とするが、被災により同所が使用できない場合または、多数の来庁者のため県民総合相談プラザに収容できない場合など状況に応じて庁舎管理課は、非常時優先業務の妨げにならないよう、速やかに庁舎内に来庁者用の避難場所を指定し、庁内に周知する。

② 来庁者の誘導

来庁者については、非常時優先業務の妨げにならないよう、一旦庁舎内に指定した避難場所に案内し、庁舎周辺の安全が確認された後に、庁舎外への移動を依頼する。

③ 帰宅困難者への対応

庁舎外（庁舎付近）の帰宅困難者については、原則、近隣の指定避難所等へ移動するよう勧めることとするが、近隣の被災状況等から受け入れる場合は、庁舎内に指定した避難場所に一時案内し、庁舎周辺の安全が確認された後に、庁舎外への移動を依頼する。

④ 負傷者への対応

負傷者の付近に居合わせた職員は、移動させることが困難な負傷者や急病人については、救急・救命措置、応急手当など必要な措置を速やかに行うものとし、医療機関による手当が必要とされる負傷者や急病人については、速やかに医療機関への引渡しを行う。

【本庁舎周辺の指定避難所及び指定緊急避難場所】

○指定避難所

松山市立番町小学校（松山市二番町 4 丁目 6-1）

松山東雲高等学校（松山市大街道 3 丁目 2-24）

○指定緊急避難場所

城山公園（堀之内公園）

5.10 業務資源確保の発災時の対応

業務を継続していく上で必要な資源を確保するための発災時の対応を時系列に示すと次のとおり。

時間経過	対応手順
発災直後	<p>○勤務時間内に発災した場合</p> <p>◇職員・来庁者の負傷者対応・避難誘導</p> <p>→職員・来庁者等の負傷・閉じ込めを救助し、応急措置</p> <p>→火災発生や庁舎倒壊の危険がある場合は屋外へ避難。余裕ある場合に限り、重要データ等を携帯して持ち出す。</p> <p>→屋外への避難の必要がない場合は、来庁者を庁舎内に設置する避難場所へ一旦誘導し、周辺の安全確認後に庁舎外への移動を依頼</p>
	<p>◇火災への対応</p> <p>→火災があれば、119番通報した上で、庁舎管理課の指示に基づき可能な限り消火活動を行う。</p>
発災直後 ～ 数時間	<p>◇庁舎等の被災状況確認及び二次災害の防止</p> <p>→庁舎管理課は、速やかに庁舎等の被災状況を確認し、二次災害を防止するため、庁舎等の利用上の注意点等について庁内に周知</p> <p>→各所属は、執務室の被災状況を主管課を通じ災害対策本部へ報告</p> <p>→給排水管の安全確認までトイレ使用不可のため、簡易トイレ等を確保</p>
	<p>◇執務室及び会議室等の片付け</p> <p>→執務室を片付け、執務スペースを確保</p> <p>→庁舎管理課の指示に基づき、会議室等共用スペースを片付け</p>
	<p>◇庁内 LAN 等情報システム及びコピー機等機器類の被災状況の確認</p> <p>→速やかに被災状況を確認するとともに、使用困難な場合は保守点検要員を確保するなど、早期の復旧を図る。</p>
数時間 ～ 1日	<p>◇代替執務室の移転</p> <p>→庁舎の被災状況確認後、執務室の使用が困難と判断された場合は、庁舎管理課は代替執務室を指定し、該当部局へ移転を指示</p> <p>→代替執務室への移転を指示された部局は、速やかに移転し、業務を再開</p>
	<p>◇電力の確保</p> <p>→非常用発電設備の継続使用を可能とするため、補給燃料を確保</p> <p>→状況により、電気事業者へ停電の優先的な復旧等について要請</p>
	<p>◇食料・飲料水等の確保</p> <p>→職員用の食料・飲料水等の確保及び配分</p>
発災直後 ～ 2日	<p>◇庁内 LAN 等情報システムの復旧</p> <p>→復電後から保守点検要員による復旧作業が開始され、機能別に順次復旧</p> <p>※非常用電源設備から電力供給が受けられるものは発災直後から順次使用可能</p> <p>→情報システム管理課は、復旧状況について、災害対策本部へ報告するとともに、庁内へ周知</p>

第 6 部 発災前の防災対応

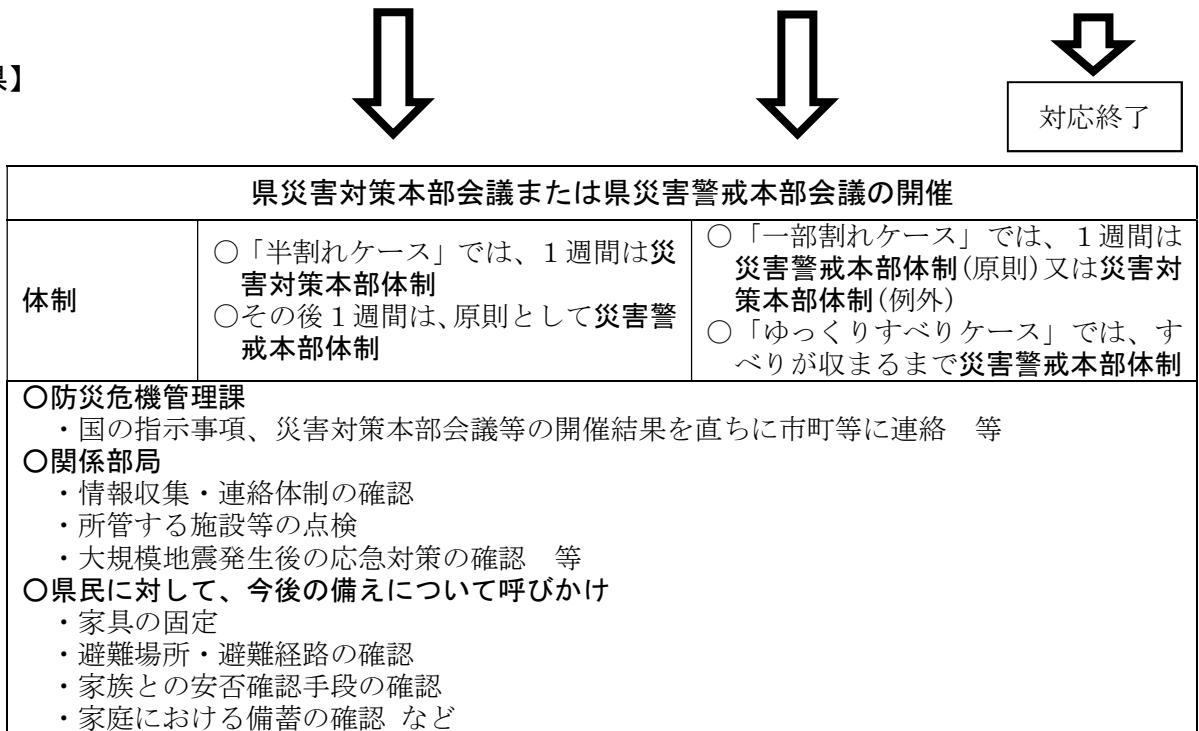
6.1 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

県は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、その情報の内容に応じて次の通り対応することとしている。

【国】

現象発生	① 想定震源域またはその周辺で、M6.8以上の地震が発生 ② 通常とは異なるゆっくりすべりが発生した可能性 ③ その他、プレート境界の固着状態が変化した可能性		
5～30分	南海トラフ地震臨時情報（調査中）		
最短2時間	半割れの場合 臨時情報 （巨大地震 警戒 ）	一部割れまたは ゆっくりすべりの場合 臨時情報 （巨大地震 注意 ）	臨時情報 （調査終了）

【県】



【市町・住民】

1週間	<ul style="list-style-type: none"> ・後発地震発生で避難完了できない住民及び要配慮者は事前避難 ・地震の備えの再確認 ・自主避難 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震の備えの再確認 等※
2週間目	<ul style="list-style-type: none"> ・地震の備え再確認 等 	—
2週間以降	—	—

6.2 風水害に関する気象情報等の発表時の防災対応

県は、風水害に関する気象情報が発表された場合は、その情報の内容に応じて次の通り対応することとしている。

	設置基準	参集基準	配備基準
警戒体制又は警戒準備体制	①県内に大雪に対する一層の警戒を呼びかける情報が発表されたとき	①県民環境部防災局職員 ②地方局総務県民課職員 ③関係課職員	同左 ※災害応急業務の必要性にあわせ順次配備人員拡大
災害警戒本部	①県内に気象業務法第 13 条第 1 項に基づく警報が発表されたとき（波浪、大雪、高潮警報を除く） ②その他知事が必要と判断するとき	初期の情報収集活動を実施するために必要な人員	同左 ※災害応急業務の必要性にあわせ順次配備人員拡大
災害対策本部	①県内に気象業務法第 13 条第 2 項に基づく特別警報が発表されたとき ②相当規模の災害が発生し、複数の対策部が連携して対応する必要があると知事が判断するとき ③その他知事が必要と判断するとき	大規模災害への応急対策を実施するために必要な人員	同左

第7部 事前に実施すべき主な対策の取組方針

発災時に県も被災し、業務資源に制約を受けた場合でも、業務を継続していけるよう、事前に実施すべき主な対策を次の4区分の取組方針に基づいて、計画的に実施していく。

《取組方針 A》 速やかに取り組んでいく対策

資源等	対 策	取 組 内 容
庁舎等	庁舎等の被災状況確認マニュアルの作成	庁舎、上下水道配管及びエレベータ・空調の被災状況を確認するための実施手順などを示したマニュアルを作成することで、速やかに資源使用の可否判断を行うなど、二次災害の防止に努める。
電力・執務室	近隣施設での非常用電源のある活動スペースの確保	停電時の活動スペース不足を補うため、本庁舎の近隣施設で非常用電源のある活動スペースを確保する。

《取組方針 B》 中期的（5年以内）に取り組んでいく対策

資源等	対 策	取 組 内 容
執務環境	天井パネルの落下及び窓ガラスの飛散等の防止	天井パネルの落下及び窓ガラスの飛散等に伴う業務の開始遅れや停滞を防ぐため、転倒等防止対策の実施率の向上を図る。
備蓄品	職員用の食料及び簡易トイレ等の備蓄品の確保	職員用備蓄品に女性職員や障がいのある職員の視点も追加する。

《取組方針 C》 今後、必要性も含め検討していく対策

資源等	対 策	取 組 内 容
庁 舎	第一別館以外の庁舎の耐震補強	第二別館の現地建替え、議事堂の耐震改修に向けて、令和2年度から設計調査に着手。 本館については、財政状況等を踏まえながら、耐震化の検討を進める。

執務環境	災害対策本部職員の休憩・宿泊場所の確保	職員の疲労の蓄積を避けるため、災害対策本部職員の男女別の休息・宿泊場所を確保する。
電力	第一別館以外の執務室の非常用電源の確保	第二別館については、建替えに向けた設計調査の中で、非常用電源の確保を検討中。 本館、議事堂については、耐震化に合わせて検討する。
	受電系統の2系統化の検討	受電系統の2系統化については、第一別館の非常用発電設備の状況等を踏まえ検討する。

《取組方針：D》 民間の協力を得ながら検討していく対策

資源等	対策	取組内容
職員	専門職の確保	専門的な知識が必要な業務において、発災時に職員確保が困難と予想される場合は、OB職員等の活用などについても検討する。
情報システム等	情報システム等の優先的な保守点検体制の確保	情報システムやコピー等機器類を速やかに復旧できるよう契約内容を見直す等、保守点検の優先的な確保体制を整備する。

《既に取り組んでいる対策》

資源等	対 策	取 組 内 容
執務環境	ロッカー等の上など高所への書類や荷物の保管禁止	落下物による人的被害及び書類等の散乱等を防止するため、ロッカー・キャビネット等の固定をするとともに、高所への書類や荷物の保管等を禁止し、定期的に職場巡視を実施している。
庁 舎	第一別館の耐震補強	災害時の防災拠点として使用することから、H26年度に他の本庁舎建物に優先して耐震工事（免震化）を実施した。
電 力	第一別館執務室及び情報システムの非常用電源の確保	停電時においても業務を継続していけるよう、第一別館の耐震工事（免震化）と併せて、約72時間は外部からの燃料供給なしで非常用電源を稼働可能とした。
	非常用発電設備の燃料補給体制の確保	H29.3月に愛媛県石油商業組合との「災害時における自動車の燃料等の調達及び帰宅困難者等の支援に関する協定」を見直すとともに、非常用発電設備等の燃料補給体制を確保している。
職 員	安否確認システムの導入	迅速に職員の参集把握を行い、業務執行体制を確保するため、H22年度に職員の被災状況や出勤の可否を自動的に確認・集計できるシステムを導入した。
情 報 システム	データのバックアップ	非常時優先業務の執行に必要なデータのバックアップについて、遠隔地複製保管等を実施している。
	情報システムの被災状況確認及び復旧マニュアルの作成	H26.3月に情報通信分野の視点で必要とする措置や各種対策を定めた「愛媛県 ICT 分野の業務継続計画（愛媛県 ICT-BCP 分野の業務継続計画（愛媛県 ICT-BCP）を策定し、速やかな業務資源の確保を図っている。
通 信	災害時優先電話の配備先等の見直し検討	災害対策本部として使用が見込まれる第1別館大会議室に優先電話を新たに設置した。

第8部 計画の維持管理及び推進

8.1 訓練の実施

8.1.1 訓練の目的

訓練等を通じて、職員が業務継続の重要性や災害時における各自の役割を認識することで、県の組織的な対応力の向上を図る。

8.1.2 定期的な訓練の実施

人事異動や組織改正等による職員の役割変更及び新たな課題の洗い出しや計画の検証のため、定期的に訓練を実施する。

8.1.3 訓練の例示

徒歩参集訓練
停電時対応訓練
初動対応訓練
職員安否確認訓練 など

8.1.4 訓練の実績

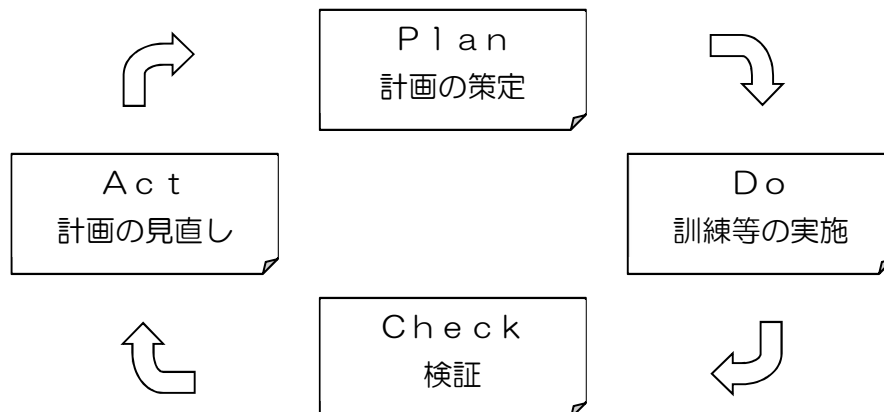
南海トラフ巨大地震を想定した訓練実績

- 県・市町災害対策本部合同運営訓練（毎年度）
- シェイクアウトえひめ（毎年度）
- 県総合防災訓練（毎年度）
- 災害対策本部統括司令部初動対応訓練（毎年度）
- 職員安否確認訓練（毎年度）

8.2 業務継続計画の推進

8.2.1 業務継続計画のマネジメント

定期的な訓練や検証作業を通じた計画の問題点の発見、組織改正及び施設設備等の改善等に伴い、Plan（計画の策定）、Do（訓練等の実施）、Check（検証）、Act（計画の見直し）といったPDCAサイクルを通じて、計画の持続的改善を行う業務継続マネジメントを推進する。



8.2.2 業務継続マネジメントの推進体制

業務継続マネジメントを推進するための庁内組織として「愛媛県防災・減災対策推進会議」を中心に、全庁的な取組みとして本計画の継続的改善をマネジメントしていく。

8.2.3 業務継続計画の実効性の確保

- (1) 本計画で明らかとなった業務継続上の課題を克服し、県としての責務を果たすことができるよう、『事前に実施すべき主な対策の取組方針』等に基づき、着実に対策を実施していく。
- (2) 県地域防災計画及び本計画に基づき、発災時に実施しなければならない業務を確実に遂行するため、定期的に各部局における災害時行動計画及び地方局版BCPを改定し、より実効性を高めていく。
- (3) 市町、県内企業、関係機関に対して、業務継続計画の普及・策定の働きかけに努め、県全体の災害対応力の向上を図っていく。

参 考

発災時の対応手順フロー図

